

令和6年度第1回本庄市地域包括支援センター運営協議会 会議次第

日時：令和6年8月2日（金）

午後1時30分～

場所：本庄市役所6階大会議室

1 開 会

2 自己紹介

3 会長・副会長選出

4 議 題

報 告 事 項

（1）令和5年度地域包括支援センター事業実績報告について

（2）令和6年度地域包括支援センター事業計画について

（3）介護予防支援等委託先事業所について

5 その他

6 閉 会

## 目 次

- ・本庄市地域包括支援センター運営協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ・本庄市地域包括支援センター運営協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～ 5
- ・本庄市地域包括支援センター運営協議会における会議の傍聴について・・・・ P 6
- ・報告事項（1）令和5年度地域包括支援センター事業実績報告について・・・・ P 7～30
- ・報告事項（2）令和6年度地域包括支援センター事業計画について・・・・ P 31～70
- ・報告事項（3）介護予防支援等委託先事業所について・・・・・・・・・・・・ P 71

## 本庄市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

令和6年4月1日現在

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	選 出 区 分 (本庄市地域包括支援センター 運営協議会設置要綱第4条2項)	備 考 (任期)
委 員	たかはし しげお 高橋 茂雄	(1) 医師、歯科医師、 介護支援専門員 及び機能訓練指導 員の職能団体の代 表	本庄市児玉郡医師会 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	たかはし きみお 高橋 公男		本庄市児玉郡医師会 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	たけうち やすし 竹内 靖		本庄市児玉郡歯科医師会 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	さかぐち よしゆき 坂口 良幸		本庄市介護支援専門員 連絡会 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	つねや まさかず 恒屋 昌一		埼玉県理学療法士会 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	とみざわ みねお 富沢 峰雄	(2) 介護サービス事業者 又は介護予防サービス事 業者(居宅介護支援事業 者を含む。)	児玉圏域介護サービス事業者 連絡協議会 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	おおた ゆきのぶ 太田 行信	(3) 老人福祉施設の 代表者	埼玉県老人福祉施設協議会 北部圏域 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	おおつか すずむ 大塚 進	(5) 第1号被保険者 及び第2号被保険者	介護保険被保険者(第1号) 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	すとう ようこ 須藤 蓉子		介護保険被保険者(第2号) 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	かねこ けんいち 金子 健一	(6) 地域における権利擁 護、相談事業等を行う団 体等の代表	本庄市民生委員・児童委員 協議会 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
委 員	さいとう としこ 齊藤 敏子		本庄市社会福祉協議会 任期: 令和6年4月1日 ～令和9年3月31日

○本庄市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年1月10日

告示第204号の3

改正 平成19年6月7日告示第129号

平成23年3月31日告示第85号

平成24年3月30日告示第102号

平成27年6月29日告示第267号の2

平成28年3月31日告示第112号

平成28年6月20日告示第228号

平成31年3月29日告示第123号

令和4年1月14日告示第16号

令和4年2月9日告示第44号

令和5年3月31日告示第80号

(設置)

第1条 本庄市内の地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の  
中立公正な事業運営を確保するため、本庄市地域包括支援センター運営協議会  
（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援センターの設置等に関する事項
- (2) 支援センターの行う業務に係る方針に関する事項
- (3) 支援センターの運営及び評価に関する事項
- (4) 地域包括ケアに関する事項
- (5) その他支援センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、介護支援専門員及び機能訓練指導員の職能団体の代表

(2) 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者（居宅介護支援事業者を含む。）

(3) 老人福祉施設の代表者

(4) 介護予防サービス利用者

(5) 第1号被保険者及び第2号被保険者

(6) 地域における権利擁護、相談事業等を行う団体等の代表

(7) 地域ケアに関する識見を有する者

3 前項第5号の委員のうち第2号被保険者は、公募とする。ただし、本人の了承を得た上で本庄市介護保険条例（平成18年本庄市条例第133号）第14条第2項第4号の委員と兼務させることができる。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 議題及び資料
- (4) 会議の経過
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(謝金)

第8条 協議会の委員に対し、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。ただし、第4条第2項第4号の委員の委嘱に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第4項本文の規定にかかわらず、この告示の施行の日に委嘱された委員の任期は、平成21年3月31日とする。

附 則 (平成19年6月7日告示第129号)

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月31日告示第85号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第102号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月29日告示第267号の2)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第112号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月20日告示第228号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第123号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月14日告示第16号）抄  
（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年2月9日告示第44号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第80号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 本庄市地域包括支援センター運営協議会における会議の傍聴について

平成 27 年 6 月 29 日

### 第 1 趣旨

本庄市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）を傍聴することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 会議の傍聴について

- (1) 傍聴人の定員は、5 人とする。ただし、議長は、会場の都合等により、定員の数を増減することができる。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、協議会の事務局を通じ、住所、氏名等をあらかじめ議長に届け出なければならない。
- (3) 傍聴人は、会場の秩序を乱し、または会場の妨害となるような行為をしてはならない。
- (4) 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

### 第 3 その他

その他、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

# 報告事項（1）令和5年度地域包括支援センター事業実績報告について

## 【地域包括支援センターの概要】

名称	運営法人等	担当者 (R6.3月末)	担当地区	65歳以上人口
				要支援者数
				事業対象者数 (R6.4月末現在)
本庄西地域 本庄市社会福祉協議会 包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運営法人：社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会</li> <li>■平成28年4月1日より委託</li> <li>■同一法人内で行っている介護保険事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援（R6.3.31廃止）</li> <li>・訪問介護（R6.3.31廃止）</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉士 3名 主任介護支援専門員 1名 保健師等 1名	千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・(照若町)・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井	65歳以上人口
				5,127人
				要支援者数
				167人
				事業対象者数
16人				
本庄東地域 安誠園 包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運営法人：社会福祉法人 安誠福祉会</li> <li>■平成24年4月1日より委託</li> <li>■同一法人内で行っている介護保険事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> <li>・通所介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 2名 保健師等 1名	本庄・東台・日の出・寿・朝日町・(台町)・(諏訪町)・(本町)・鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬・仁手・下仁手・久々宇・田中・上仁手	65歳以上人口
				5,064人
				要支援者数
				141人
				事業対象者数
23人				
本庄南地域 シャローム 包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運営法人：社会福祉法人 柏樹会</li> <li>■平成27年10月1日より委託</li> <li>■同一法人内で行っている介護保険事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・ケアハウス</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 2名 保健師等 1名	南・前原・柏・栄・駅南・けや木・見福・緑・五十子・四季の里・早稲田の杜・北堀・栗崎・西五十子・東五十子・東富田・西富田・四方田・今井・共栄・いまい台	65歳以上人口
				6,602人
				要支援者数
				198人
				事業対象者数
18人				
児玉地域 包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運営法人：社会福祉法人 児玉福祉会</li> <li>■平成19年4月1日より委託</li> <li>■同一法人内で行っている介護保険事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援</li> <li>・訪問介護</li> <li>・通所介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・介護老人福祉施設</li> </ul> </li> </ul>	社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 1名 保健師等 2名	児玉地域全域	65歳以上人口
				5,995人
				要支援者数
				157人
				事業対象者数
5人				

※実施報告で使用する略称

本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会：西包括

本庄東地域包括支援センター安誠園：東包括

本庄南地域包括支援センターシャローム：南包括

児玉地域包括支援センター：児玉包括

# 1 総合相談・支援事業

## (1) 相談・支援

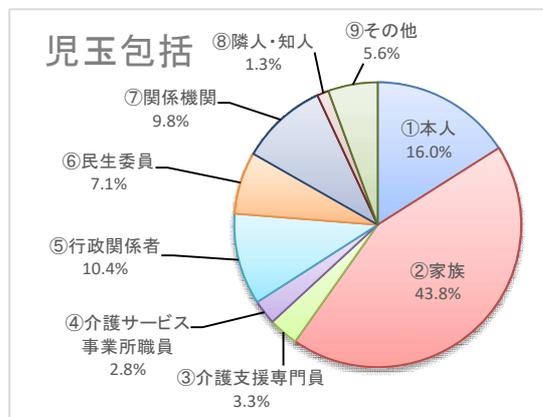
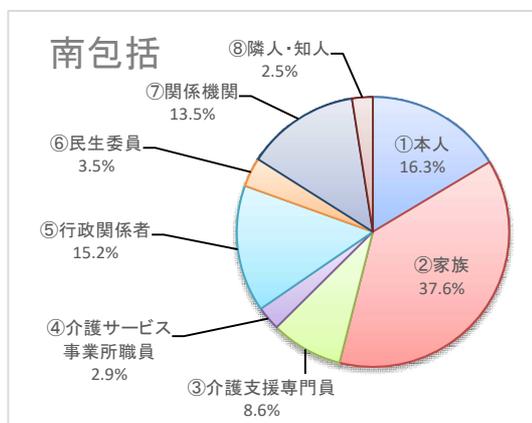
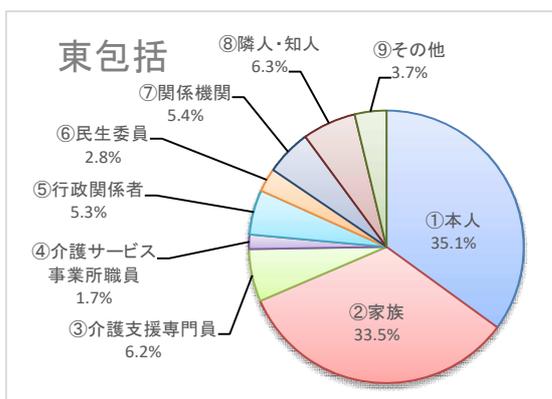
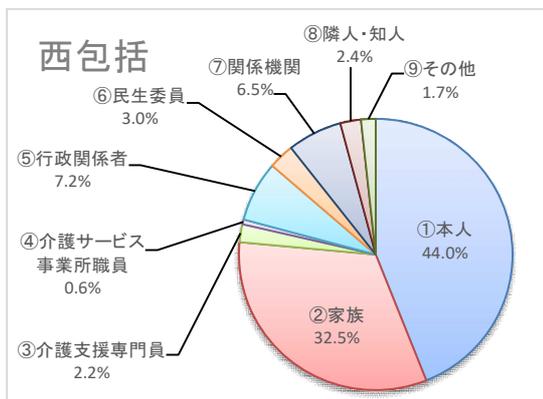
地域の高齢者に対して、面接、電話等による相談を実施し、必要な支援内容を把握するとともに、地域における適切な機関、制度及びサービスの利用につなげる等の支援を行いました。

### ○相談件数の推移（延べ件数）

	R3年度	R4年度	R5年度
西包括	456	559	696
東包括	829	596	998
南包括	683	780	777
児玉包括	294	499	539
合計	2,262	2,434	3,010

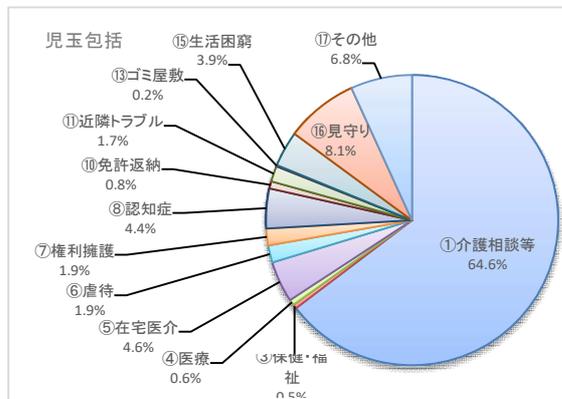
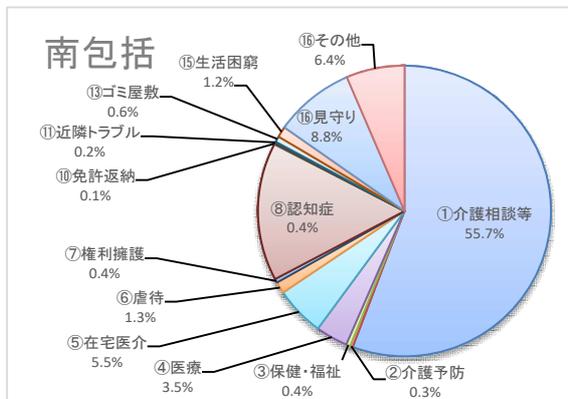
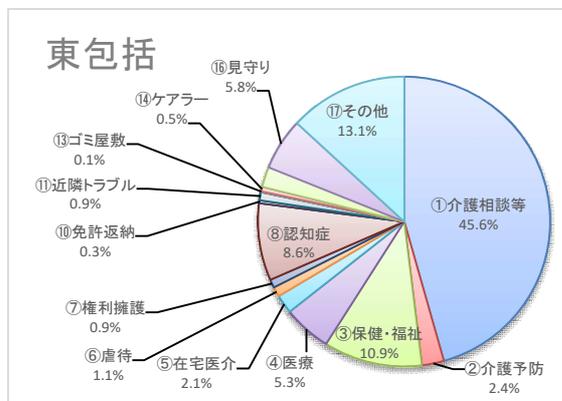
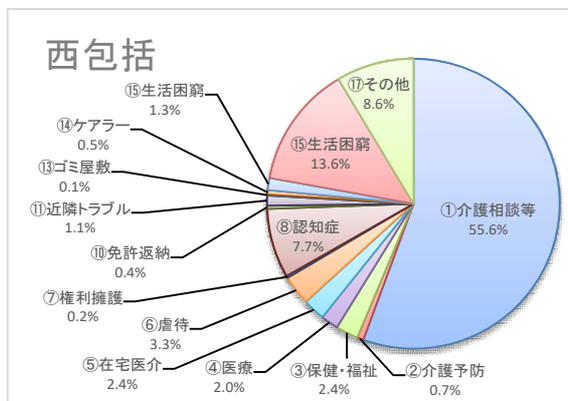
### ○相談者の区分（延べ人数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①本人	306	350	126	86
②家族	226	334	290	236
③介護支援専門員	15	62	66	18
④介護サービス事業所職員	4	17	22	15
⑤行政関係者	50	53	117	56
⑥民生委員	21	28	27	38
⑦関係機関(医療機関・警察・消防・他包括等)	45	54	104	53
⑧隣人・知人	17	63	19	7
⑨その他	12	37	6	30
合計	696	998	777	539



○相談内容（延べ件数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①介護相談等	454	546	519	409
②一般介護予防支援事業	6	29	3	0
③保健・福祉サービス	20	131	4	3
④医療	16	64	33	4
⑤在宅医療・介護連携	20	25	51	29
⑥虐待	27	13	12	12
⑦権利擁護	2	11	4	12
⑧認知症	63	103	143	28
⑨介護者の離職防止に関する相談	0	0	0	0
⑩免許返納に関する相談	3	4	1	5
⑪近隣トラブルについての相談	9	11	2	11
⑫8050についての相談	0	0	0	0
⑬ゴミ屋敷に関する相談	1	1	6	1
⑭ケアラー（ダブルケアラー等含む）に関する相談	4	6	0	0
⑮生活困窮に関する相談	11	27	11	25
⑯見守り・安否確認	111	69	82	51
⑰その他	70	157	60	43
合計	817	1,197	931	633



○時間帯別相談件数（延べ件数）

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
平日8時～17時15分	688	876	766	496
平日17時15分過ぎ	1	11	2	3
土・日・祝日	7	111	9	40
合計	696	998	777	539

(2) 訪問

相談者から依頼を受けた中で、訪問が必要な場合、地域包括支援センターが相談者の自宅等を訪問し、民生委員等とともに安否確認や状況確認、情報提供及び介護保険サービスの申請等を行っています。

○訪問件数の推移（延べ件数）

	R3年度	R4年度	R5年度
西包括	191	205	219
東包括	248	271	391
南包括	192	237	226
児玉包括	349	297	231
合計	980	1010	1067

## 2 権利擁護業務

権利侵害行為を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うものです。高齢者虐待が疑われる場合には、関係機関との連携を図りながら必要な対応を行い、また、高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度の利用が必要な高齢者に関しては、親族への支援や市長による申立を行います。令和5年度は、以下のとおり相談対応いたしました。

### ○権利擁護相談件数の推移

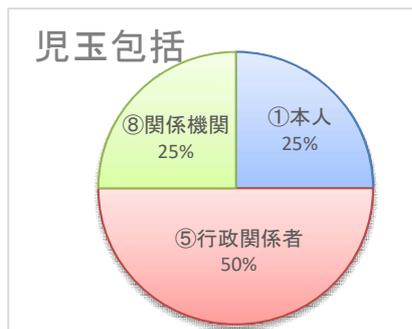
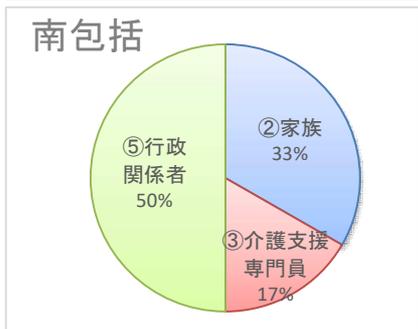
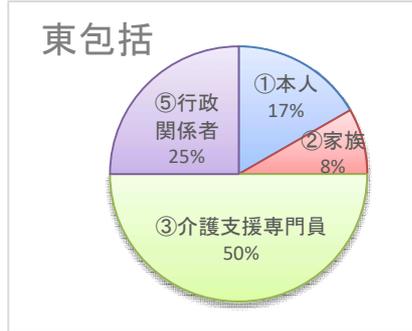
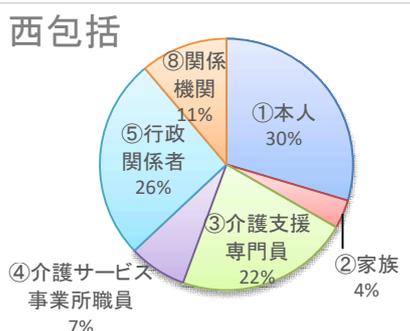
	R3年度	R4年度	R5年度
西包括	5	29	29
東包括	23	12	24
南包括	26	14	16
児玉包括	3	36	24
合計	57	91	93

### ○相談内容(述べ件数)

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①虐待	44	13	12	32
②成年後見制度	1	8	1	2
③消費者被害	0	2	0	0
④その他	1	1	3	10
合計	46	24	16	44

### ○虐待相談者

	西包括	東包括	南包括	児玉包括
①本人	8	2	0	3
②家族	1	1	4	0
③介護支援専門員	6	6	2	0
④介護サービス事業所職員	2	0	0	0
⑤行政関係者	7	3	6	6
⑥民生委員	0	0	0	0
⑦隣人・知人	0	1	0	0
⑧関係機関	3	0	0	3
⑨その他	0	0	0	0
合計	27	13	12	12

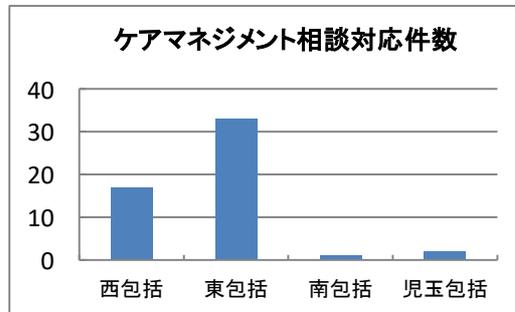


### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」という。)が実践することができるように地域の基盤を整えるとともに個々のケアマネジャーへのサポートを行いました。

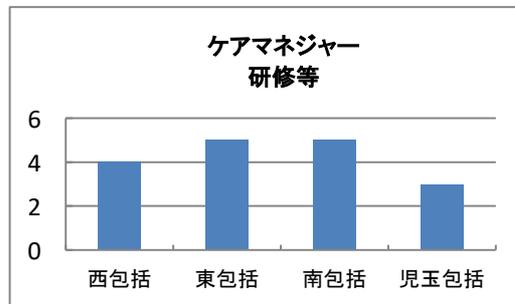
#### (1) ケアマネジメント相談(延べ件数)

	対応件数	支援したケアマネジャーの実人数
西包括	17	13
東包括	33	26
南包括	1	1
児玉包括	2	2



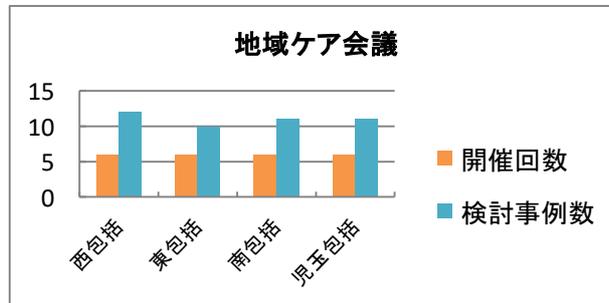
#### (2) ケアマネジャー研修等の開催状況

	開催回数
西包括	4
東包括	5
南包括	5
児玉包括	3



#### (3) 地域ケア会議の開催状況

	開催回数	検討事例数
西包括	6	12
東包括	6	10
南包括	6	11
児玉包括	6	11



#### 各センターの地域ケア会議で把握された課題

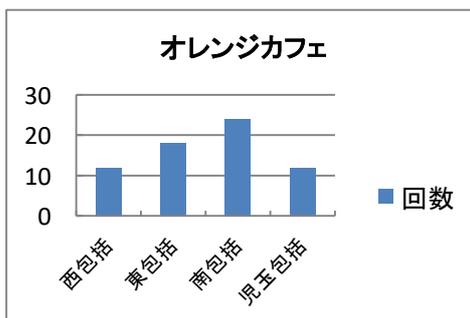
	主な地域課題
西包括	緊急通報、当事者の会、ハラスメント行為のない介護現場、認知症、老々介護、コミュニケーション
東包括	集いの場について、専門職や介護予防に関する課題、認知症について、その他の地域課題について
南包括	健康管理の相談窓口に関して、移動支援に関して、認知症に関して
児玉包括	外出支援・集いの場、認知症について、介護者支援・終活

#### 4 認知症総合支援事業等

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制整備を図りました。

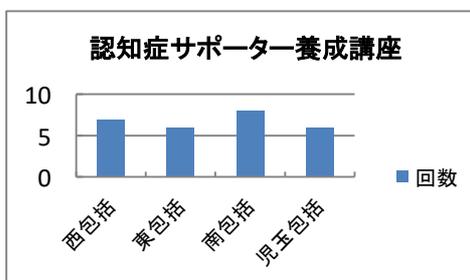
##### (1) オレンジカフェ

	回数	人数	実施場所
西包括	12	262	はにぼんプラザ
東包括	18	252	東包括・仁手公民館
南包括	24	117	JＡ→北泉公民館・ドンキ本庄店
児玉包括	12	264	児玉デイサービスセンター



##### (2) 認知症サポーター養成講座

	回数	人数	主な対象者
西包括	7	269	本庄西中学校、本庄西小学校、第一民協、第二民協、旭民協、一般市民、助け合いサービス協力会員
東包括	6	291	本庄東中学校、本庄第一中学校、本庄東小学校、藤田小学校、仁手小学校、藤田・仁手民協
南包括	8	553	本庄南中学校、本庄東高等学校附属中学校、北泉小学校、本庄南小学校、中央小学校、北泉民協、曙長寿会、市職員
児玉包括	6	203	児玉小学校、金屋小学校、秋平小学校、共和小学校、児玉第一・第二民協、下浅見さくら会



##### (3) 認知症個別相談会

※認知症個別相談会は、各地域包括支援センターがオレンジカフェと同日に毎月実施している。相談会予約の電話のタイミングによるが、日頃から認知症に関する相談を受けているため、随時対応していることが多い。

##### (4) 認知症地域支援推進事業

	主な活動内容
西包括	・認知症地域支援・ケア向上事業検討会議 12回
東包括	・認知症サポーターステップアップ講座 2回
南包括	・認知症サポーター意見交換会 3回 (チームオレンジへ移行)
児玉包括	・チームオレンジキックオフ会議 1回
西包括	・チームオレンジ定例会 4回
東包括	・認知症家族の会 12回
南包括	・認知症普及啓発イベント 1回
児玉包括	

##### (5) 認知症初期集中支援事業

	主な活動内容
西包括	・認知症初期集中支援チーム検討委員会 1回
東包括	
南包括	
児玉包括	

## 5 在宅医療・介護連携推進事業

市民からの在宅医療に関する相談対応や入退院調整ルールの周知を行うなど在宅医療と介護サービスを一体的に提供する連携体制構築を推進しました。

	主な活動内容
西包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庄市児玉郡在宅医療・介護連携推進協議会</li> <li>・在宅医療・介護連携推進事業担当者会議</li> <li>・多職種連携を考える会</li> <li>「入退院時におけるケアマネジャーと病院等職員との円滑かつ効果的な連携のために」</li> </ul>
東包括	
南包括	
児玉包括	

## 6 生活支援体制整備事業

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防・社会参加へのニーズを踏まえてNPOや地域住民をはじめとした多様な主体と、地域の特性に応じた生活支援等サービスの体制整備を図りました。

	主な活動内容
西包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援体制整備協議体（第1層・第2層）</li> <li>・生活支援サポーター養成講座</li> <li>・買い物送迎支援</li> <li>・第1層・第2層生活支援体制整備協議体構成員交流会</li> </ul>
東包括	
南包括	
児玉包括	

## 7 地域や関係機関等の会議・研修等への参加

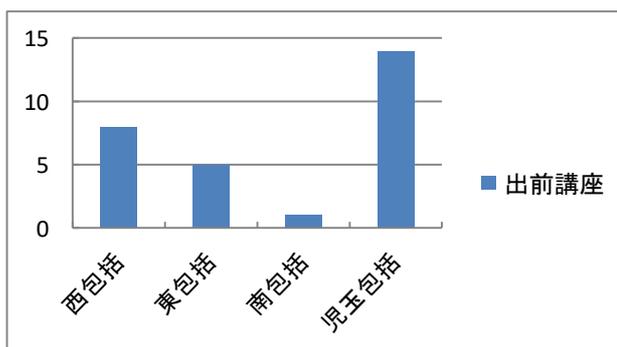
地域や関係機関等の会議等を通して、包括的支援事業を効果的に実施するための環境整備を行うために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源との連携を図りました。

	活動内容
西包括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員協議会定例会（各担当地域の定例会に出席）</li> <li>・介護保険地域密着型サービス事業所運営推進会議（担当する地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席）</li> <li>・高齢者虐待防止ネットワーク会議</li> <li>・本庄地域ケアマネ会議</li> </ul>
東包括	
南包括	
児玉包括	

## 8 その他

### (1) 一般介護予防事業への協力 (介護予防出前講座)

	出前講座
西包括	8
東包括	5
南包括	1
児玉包括	14



### (2) 介護者教室

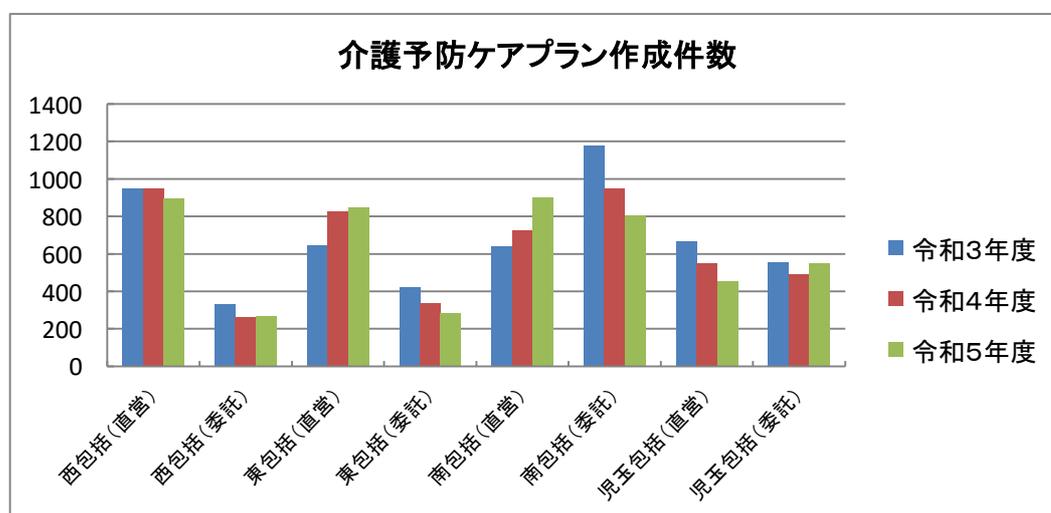
	実施日	実施内容	参加人数
西包括	2月10日	最後まで目一杯生きる	69
東包括	7月20日	紫外線対策講座	11
	2月13日	聞こえの教室	8
南包括	8月30日	優しい口腔ケアの話：家でできる歯の予防	12
児玉包括	8月10日	いつまでも、自分の力で食事を楽しみ健康で過ごすために	22

## 9 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援事業

地域包括支援センターでは、要支援者等(「要支援1」「要支援2」「事業対象者」)の介護予防ケアプランを作成しています。要支援者等の介護予防ケアプランは、原則として地域包括支援センターが作成することとされていますが、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託できることになっています。

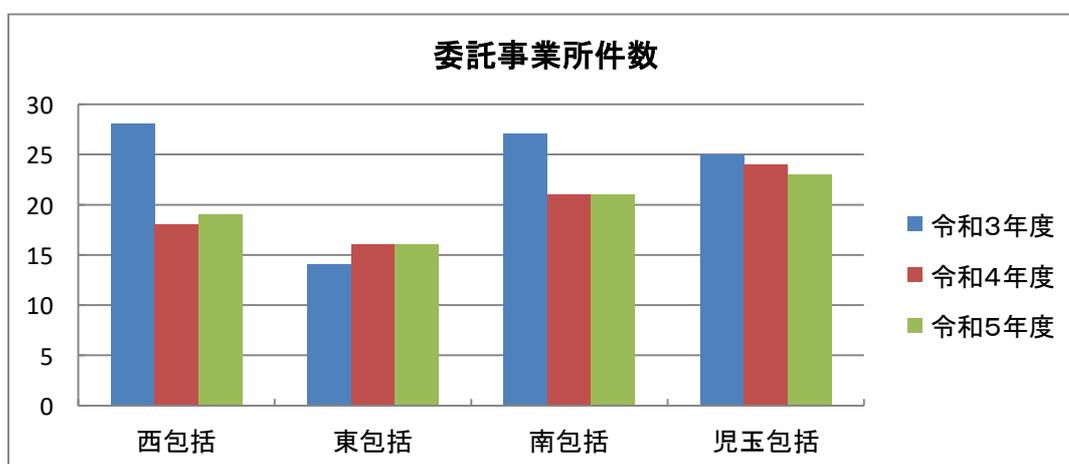
### ○介護予防ケアプラン作成件数の推移(延件数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西包括(直営)	948	951	897
西包括(委託)	332	264	268
東包括(直営)	648	827	847
東包括(委託)	424	337	282
南包括(直営)	642	723	899
南包括(委託)	1178	950	807
児玉包括(直営)	669	549	452
児玉包括(委託)	554	493	551
合計	5,395	5,094	5,003



### ○委託事業所件数

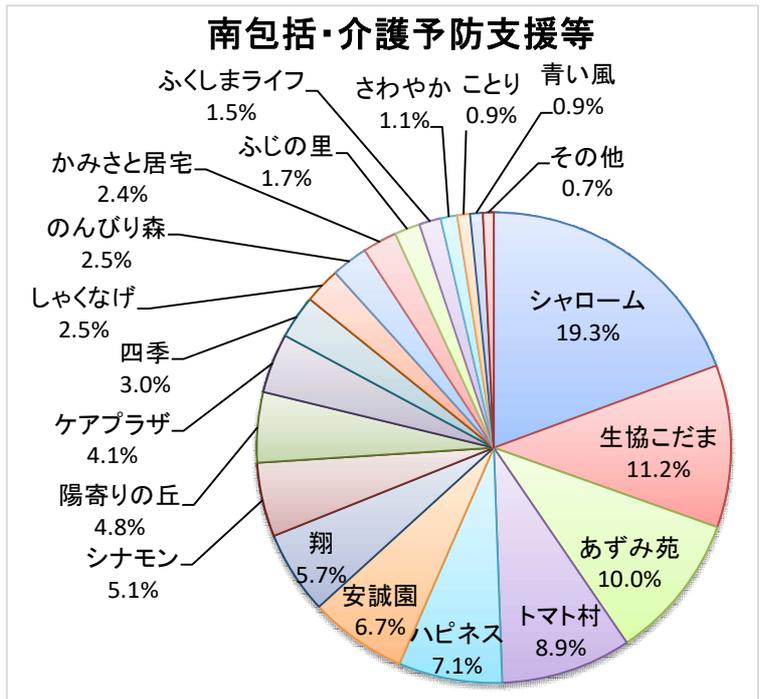
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西包括	28	18	19
東包括	14	16	16
南包括	27	21	21
児玉包括	25	24	23





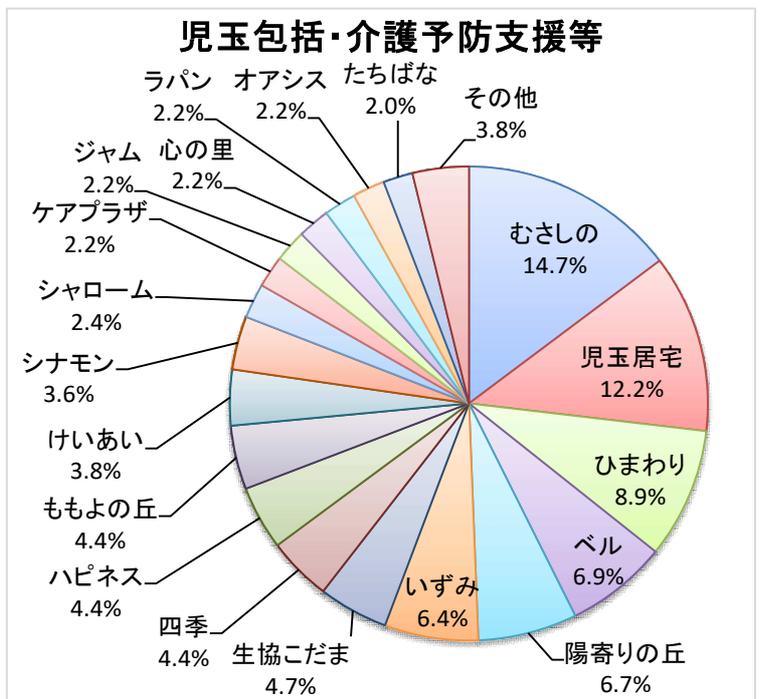
令和5年度 介護予防支援等実施状況(南包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
シャローム居宅介護支援センター	156	19.3%
生協介護センター こだま	90	11.2%
あずみ苑本庄	81	10.0%
トマト村	72	8.9%
ハピネスケアセンター	57	7.1%
在宅介護支援センター 安誠園	54	6.7%
居宅介護支援事業所 翔	46	5.7%
ライフプランシナモン	41	5.1%
居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	39	4.8%
本庄ケアプラザ	33	4.1%
ケアプラン四季	24	3.0%
しゃくなげケアプランセンター	20	2.5%
居宅介護支援事業所 のんびり森	20	2.5%
かみさと居宅介護支援事業所	19	2.4%
社会福祉法人みやび会 ふじの里	14	1.7%
ふくしまライフサポート	12	1.5%
ケアプランさわやか	9	1.1%
ことりケアプラン	7	0.9%
居宅介護支援事業所 青い風	7	0.9%
居宅介護支援センター 彩	4	0.5%
居宅支援サービス くどう	2	0.2%
委託	807	
包括	899	
計	1,706	



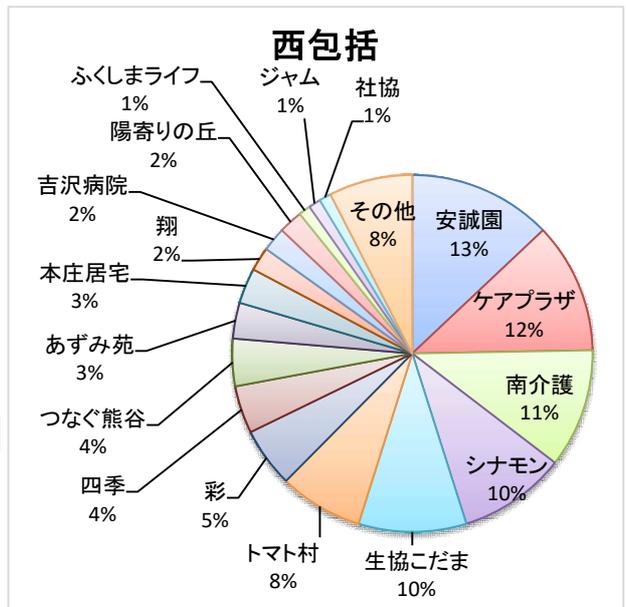
令和5年度 介護予防支援等実施状況(児玉包括)

委託居宅介護支援事業所	延件数	割合
むさしの居宅介護支援サービス	81	14.7%
児玉居宅介護支援センター	67	12.2%
ひまわり児玉	49	8.9%
ベル居宅介護支援事業所	38	6.9%
居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	37	6.7%
在宅介護支援センター いずみ	35	6.4%
生協介護センター こだま	26	4.7%
ケアプラン四季	24	4.4%
ハピネスケアセンター	24	4.4%
居宅介護支援事業所 ももよの丘	24	4.4%
居宅介護支援センター「けいあい」	21	3.8%
ライフプランシナモン	20	3.6%
シャローム居宅介護支援センター	13	2.4%
本庄ケアプラザ	12	2.2%
ケアプランセンター ジャム	12	2.2%
ケアプラン心の里	12	2.2%
ラパン居宅介護支援事業所	12	2.2%
ケアプランセンターオアシス	12	2.2%
ケアプランたちばな	11	2.0%
居宅介護支援事業所 ふく	10	1.8%
あずみ苑本庄	5	0.9%
居宅介護支援センター 彩	4	0.7%
かみさと居宅介護支援事業所	2	0.4%
委託	551	
包括	452	
計	1,003	



要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介（西包括）

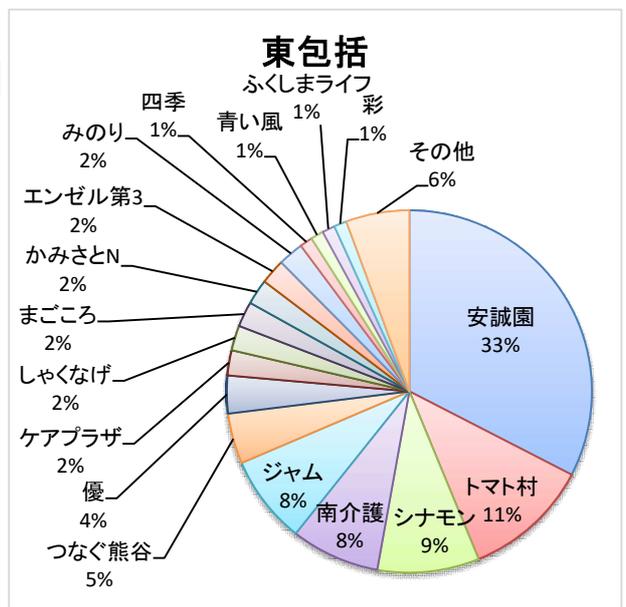
所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数	
		R4年度	R5年度
本庄市	在宅介護支援センター安誠園	8	12
	本庄ケアプラザ	2	11
	本庄南介護支援センター	3	10
	ライフプランシナモン	15	9
	トマト村	7	7
	居宅介護支援センター 彩	5	5
	ケアプラン四季	2	4
	あずみ苑本庄	3	3
	本庄居宅介護支援センター	7	3
	居宅介護支援事業所翔	0	2
	吉沢病院指定介護支援センター	1	2
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	1	1
	ケアプランセンター ジャム	1	1
	<b>本庄市社会福祉協議会ケアプランセンター</b>	<b>3</b>	<b>1</b>
	居宅介護支援事業所のんびり森	5	0
居宅介護支援事業所 青い風	2	0	
美里町	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	5	2
上里町	生協介護センターこだま	5	9
	ケアプラン心の里	0	1
深谷市	かみさと居宅介護支援事業所	1	0
	エルケア	0	1
	居宅介護支援事業所ウェルーツ	8	1
	ケアセンターみのり	3	1
	エンゼル居宅介護支援センター	1	1
	エンゼル第3居宅介護支援センター	1	1
熊谷市	あさがおケアセンター	1	0
	居宅介護支援事業所 つなぐ熊谷	0	4
伊勢崎市	ケアグローイング	0	1
合 計		62	93



同一法人への紹介率 (%)	3.2%	1.1%
---------------	------	------

要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介（東包括）

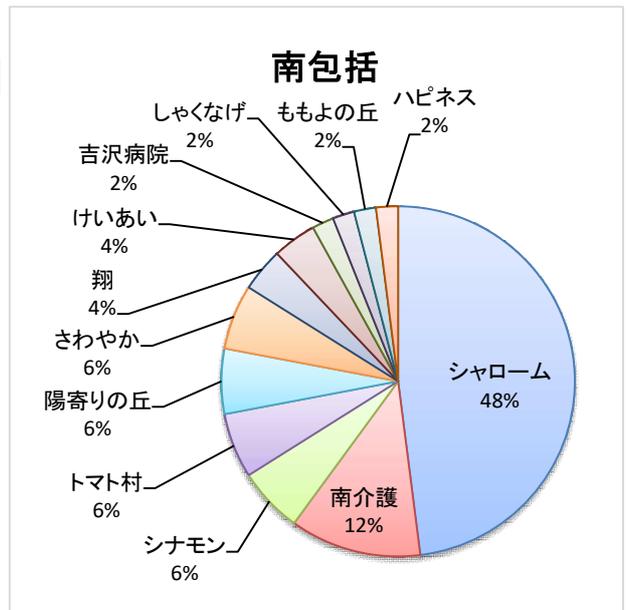
所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数		
		R4年度	R5年度	
本庄市	<b>在宅介護支援センター安誠園</b>	<b>33</b>	<b>29</b>	
	トマト村	6	10	
	ライフプランシナモン	10	8	
	本庄南介護支援センター	11	7	
	ケアプランセンター ジャム	0	7	
	本庄ケアプラザ	4	2	
	しゃくなげケアプランセンター	1	2	
	まごころケアプラン	0	2	
	ケアプラン四季	0	1	
	居宅介護支援事業所 青い風	4	1	
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	2	1	
	居宅介護支援センター 彩	2	1	
	吉沢病院指定介護支援センター	3	1	
	本庄市社会福祉協議会ケアプランセンター	5	0	
	居宅介護支援事業所のんびり森	5	0	
	オレンジケアプラン	4	0	
	老人保健施設 彩の苑	4	0	
	あずみ苑本庄	1	0	
	美里町	居宅介護支援センター「けいあい」	3	1
	上里町	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	1	0
深谷市	かみさとナーシング居宅介護支援事業所	2	2	
	ケアプラン心の里	3	1	
	エンゼル第3居宅介護支援センター	8	2	
	ケアセンターみのり	0	2	
熊谷市	ラパン居宅介護支援事業所	1	1	
	ケアプラン ステップ	1	0	
	深谷市在宅介護支援センターFOMA・なごみ	2	0	
伊勢崎市	居宅介護支援事業所 つなぐ熊谷	0	4	
伊勢崎市	居宅介護支援事業所 優	0	3	
	ケアプランセンター晴れるや	0	1	
合 計		116	89	



同一法人への紹介率 (%)	28.4%	32.6%
---------------	-------	-------

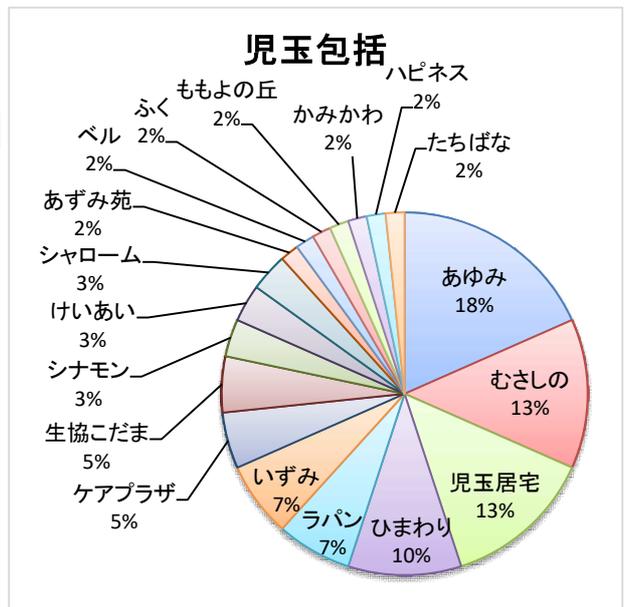
要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介（南包括）

所在	指定介護支援事業所	紹介件数	
		R4年度	R5年度
本庄市	<b>シャローム居宅介護支援センター</b>	4	24
	本庄南介護支援センター	1	6
	ライフプランシナモン	6	3
	トマト村	0	3
	居宅介護支援事業所翔	1	2
	吉沢病院指定介護支援センター	2	1
	しゃくなげケアプランセンター	3	1
	あずみ苑本庄	3	0
	居宅介護支援センター 彩	2	0
	居宅介護支援事業所 青い風	1	0
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	1	0
	在宅介護支援センター安誠園	1	0
	本庄ケアブラザ	1	0
	ケアプラン四季	1	0
	美里町	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	1
居宅介護支援センター「けいあい」		0	2
居宅介護支援事業所 ももよの丘		1	1
上里町	ケアプランさわやか	1	3
	ハピネスケアセンター	3	1
	生協介護センターこだま	3	0
	居宅介護支援事業所 チューリップ	1	0
	かみさとナーシング居宅介護支援事業所	1	0
藤岡市	居宅介護支援事業所 ふく	3	0
合 計		41	50
同一法人への紹介率 (%)		9.8%	48.0%



要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介（児玉包括）

所在	指定居宅介護支援事業所	紹介件数	
		R4年度	R5年度
本庄市	あゆみ居宅介護支援事業所	0	11
	むさしの居宅介護支援サービス	11	8
	<b>児玉居宅介護支援センター</b>	10	8
	ひまわり児玉	1	6
	本庄ケアブラザ	1	3
	ライフプランシナモン	2	2
	シャローム居宅介護支援センター	2	2
	あずみ苑本庄	0	1
	ベル居宅介護支援事業所	0	1
	トマト村	1	0
美里町	居宅介護支援センター「けいあい」	2	2
	居宅介護支援事業所 ももよの丘	5	1
神川町	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	4	0
	在宅介護支援センターいずみ	3	4
上里町	老人保健施設かみかわ	0	1
	ケアプラン結い	1	0
	生協介護センターこだま	3	3
	ケアプランたちばな	3	1
	かみさと居宅介護支援事業所	4	0
深谷市	ハピネスケアセンター	1	1
	かみさとナーシング居宅介護支援事業所	1	0
藤岡市	ラバン居宅介護支援事業所	1	4
	エンゼル第3居宅介護支援センター	2	0
藤岡市	居宅介護支援事業所 ふく	7	1
	介護老人保健施設 鬼石	2	0
合 計		67	60
同一法人への紹介率 (%)		14.9%	13.3%



# 令和5年度 本庄西地域包括支援センター収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

地域包括支援センター	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,741,000	22,741,000	
	2 雑収入				
	3 その他	参加費収入	0	1,800	
	<b>収入合計(A)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,742,800</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 人件費	1 本俸	12,401,000	11,822,681	
		2 職員手当等	4,013,000	4,195,954	
3 共済費		3,395,000	3,530,724		
2 管理費	1 旅費	7,000	11,690		
	2 需用費	949,000	613,972		
	3 修繕費	0	0		
	4 役務費	154,000	426,959		
	5 委託料	8,000	63,657		
	6 備品購入費	350,000	431,661		
	7 使用料及び賃借料	1,292,000	1,539,370		
	8 負担金	50,000	50,116		
	9 報償費	50,000	0		
	10 福利厚生費	72,000	56,016		
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,742,800</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>		

指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,109,000	2,443,860	
		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント費	1 国保連収入(直営)	2,109,000	1,625,940	
		2 委託分	0	0	
		3 本庄市収入	48,000	0	
	3 雑収入	1 雑収入	13,000	8,760	
	<b>収入合計(D)</b>		<b>4,279,000</b>	<b>4,078,560</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
項目	細 節	当初予算	決算	備考	
1 人件費	1 本俸	1,377,000	2,129,354		
	2 職員手当等	1,003,000	755,723		
	3 共済費	849,000	635,910		
2 管理費	1 旅費	2,000	0		
	2 需用費	325,000	95,098		
	3 修繕費	0	0		
	4 役務費	90,000	76,898		
	5 委託料	0	11,465		
	6 備品購入費	0	77,745		
	7 使用料及び賃借料	615,000	277,252		
	8 負担金	10,000	9,026		
	9 福利厚生費	8,000	10,089		
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,279,000</b>	<b>4,078,560</b>		
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>		

# 令和5年度 本庄西地域生活支援コーディネーター収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

生活支援 コー ディ ネー ター	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	<b>収入合計(A)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 人件費	1 本俸	1,766,000	1,938,665	
		2 職員手当等	788,000	688,046	
		3 共済費	523,000	578,963	
	2 管理費	1 旅費	2,000	2,250	
		2 需用費	266,000	121,015	
		3 修繕費	0	0	
		4 役務費	129,000	70,012	
5 委託料		0	<b>10,438</b>		
6 備品購入費		0	70,784		
7 使用料及び賃借料		236,000	252,424		
8 負担金		20,000	8,218		
9 報償費		10,000	0		
10 福利厚生費		10,000	9,185		
<b>支出合計(B)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>		

(様式第3号)

令和5年度 本庄市認知症カフェ事業収支報告書

令和6年3月29日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 本庄市銀座 1-1-1  
法人名 社会福祉法人  
本庄市社会福祉協議会  
代表者名 会長 吉田 信解

収入の部

区分	予算額	決算額	備考
委託料	64,800円	64,800円	
利用者負担	18,000円	26,200円	
補助金	円	円	
計	82,800円	91,000円	

支出の部

区分	予算額	決算額	備考
人件費			
謝金			
需用費	68,220円	76,420円	
役務費	2,340円	2,340円	
使用料及び賃貸料	12,240円	12,240円	
計	82,800円	91,000円	

## 令和5年度 本庄東地域包括支援センター収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	当初予算	決算	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,741,000	22,741,000	
2 雑収入		0	5,205	
3 その他	法人から受入	0	294,024	
<b>収入合計(A)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>23,040,229</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	当初予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	10,960,000	10,565,208	
	2 職員手当等	5,788,000	6,666,151	
	3 共済費	2,632,000	2,658,590	
2 管理費	1 旅費	30,000	8,600	
	2 需用費	858,000	863,918	
	3 修繕費	75,000	0	
	4 役務費	750,000	1,185,433	
	5 委託料	0	0	
	6 備品購入費	0	0	
	7 使用料及び賃借料	1,428,000	855,713	
	8 負担金	60,000	37,522	
	9 報償費	10,000	0	
	10 福利厚生費	150,000	199,094	
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>23,040,229</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

◆収入◆				
項目	細 節	当初予算	決算	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,180,000	2,349,780	
	2 委託分	0	0	
2 介護予防ケアマネジメント費	1 国保連収入(直営)	1,580,000	1,562,100	
	2 委託分	0	0	
<b>収入合計(D)</b>		<b>3,760,000</b>	<b>3,911,880</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	当初予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	1,812,000	1,793,811	
	2 職員手当等	957,000	1,131,811	
	3 共済費	430,000	451,388	
2 管理費	1 旅費	5,000	1,460	
	2 需用費	142,000	146,680	
	3 修繕費	13,000	0	
	4 役務費	130,000	201,268	
	5 委託料	0	0	
	6 備品購入費	0	0	
	7 使用料及び賃借料	236,000	145,287	
	8 負担金	10,000	6,372	
	9 福利厚生費	25,000	33,803	
<b>支出合計(E)</b>		<b>3,760,000</b>	<b>3,911,880</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

# 令和5年度 本庄東地域生活支援コーディネーター収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
2 雑収入		0	0	
3 その他		0	0	
<b>収入合計(A)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	予算	決算	備考
1 人件費	1 本俸	1,808,000	1,719,581	
	2 職員手当等	955,000	1,084,975	
	3 共済費	438,000	432,709	
2 管理費	1 旅費	5,000	1,400	
	2 需用費	141,000	140,610	
	3 修繕費	12,000	0	
	4 役務費	120,000	192,940	
	5 委託料	0	0	
	6 備品購入費	0	0	
	7 使用料及び賃借料	236,000	139,275	
	8 負担金	10,000	6,106	
	9 報償費	0	0	
	10 福利厚生費	25,000	32,404	
<b>支出合計(B)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

生活支援コーディネーター

(様式第3号)

令和5年度 本庄市認知症カフェ収支報告書

6年3月29日

住所埼玉県桶川市若宮一丁目5番2号  
法人名社会福祉法人 安誠福祉会  
代表者名理事長 今井 俊行

収入の部

区分	予算額	決算額	備考
委託料	97,200	97,200	本庄東12回 について6回
参加費用 (参加者負担)	18,000	25,200	100円×252 人
法人会計より受け入れ			
計	115,200	122,400	

支出の部

対象経費	予算額	決算額	備考
謝金	0	0	
需用費	105,010	112,320	レク用品、コピー用紙、デジカメ
役務費	10,190	10,080	保険料
使用料及び賃貸料	0	0	
計	115,200	122,400	

## 令和5年度 本庄南地域包括支援センター収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

地域包括支援センター	◆収入◆				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,741,000	22,741,000	
	2 雑収入	1 受取利息		97	
	3 その他	1 物価高騰対策補助金		30,000	本庄市から
	<b>収入合計(A)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,771,097</b>	
	◆支出◆				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 人件費	1 本俸	10,542,000	9,752,470	基本給
		2 職員手当等	6,885,000	5,622,368	賞与・職員諸手当
3 共済費		2,650,000	3,074,624	退職共済・法定福利費	
2 管理費	1 旅費	15,000	6,133		
	2 需用費	733,000	474,370	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費	
	3 修繕費	76,000	68,716		
	4 役務費	756,000	2,427,698	通信運搬・手数料・保険料・保険料	
	5 委託料	191,000	398,796	施設管理	
	6 備品購入費	38,000	0		
	7 使用料及び賃借料	763,000	911,792	会場使用料・リース代等	
	8 負担金	42,000	7,407	研修費	
	9 報償費	8,000	0		
	10 福利厚生費	42,000	26,723	健康診断料等	
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>22,771,097</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>		

指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	◆収入◆				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,100,000	1,681,500	
		2 委託分			
	2 介護予防ケアマネジメント費	1 国保連収入(直営)	1,200,000	2,537,280	
		2 委託分			
	<b>収入合計(D)</b>		<b>3,300,000</b>	<b>4,218,780</b>	
	◆支出◆				
	項目	細 節	当初予算	決算	備考
	1 人件費	1 本俸	1,530,000	1,806,831	基本給
2 職員手当等		999,000	1,041,651	賞与・職員諸手当	
3 共済費		384,000	569,633	退職共済・法定福利費	
2 管理費	1 旅費	2,000	1,136		
	2 需用費	106,000	87,886	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費	
	3 修繕費	11,000	12,731		
	4 役務費	110,000	425,479	通信運搬・手数料・保険料・保守料	
	5 委託料	28,000	73,885	外部事業所委託・施設管理	
	6 備品購入費	6,000	0		
	7 使用料及び賃借料	111,000	168,927	会場使用料・リース代等	
	8 負担金	6,000	1,372	研修費	
	9 報償費	1,000	0		
	10 福利厚生費	6,000	4,951	健康診断料等	
<b>支出合計(E)</b>		<b>3,300,000</b>	<b>4,194,482</b>		
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>24,298</b>		

# 令和5年度 本庄南地域生活支援コーディネーター収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

◆ 収 入 ◆				
項 目	細 節	予 算	決 算	備 考
1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
2 雑収入				
3 その他				
<b>収入合計(A)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
◆ 支 出 ◆				
項 目	細 節	予 算	決 算	備 考
1 人件費	1 本俸	1,738,000	1,607,840	基本給
	2 職員手当等	1,135,000	926,931	賞与・職員諸手当
	3 共済費	437,000	506,898	退職共済・法定福利費
2 管理費	1 旅費	3,000	1,011	
	2 需用費	121,000	78,207	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費
	3 修繕費	13,000	11,329	
	4 役務費	125,000	396,087	通信運搬・手数料・保険料・保険料
	5 委託料	31,000	65,747	
	6 備品購入費	6,000	0	
	7 使用料及び賃借料	126,000	150,323	会場使用料・リース代等
	8 負担金	7,000	1,221	研修費
	9 報償費	1,000	0	
	10 福利厚生費	7,000	4,406	健康診断料等
<b>支出合計(B)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>				

生活支援コーディネーター

(様式第3号)

令和5年度 本庄市認知症カフェ収支報告書

令和6年3月29日

住 所 本庄市今井1251番地1

法人名 社会福祉法人 柏樹会

代表者名 理事長 浅見 旭

収入の部

区分	予算額	決算額	備考
委託料	129,600円	129,600円	24回開催
参加費用 (参加者負担)	10,800円	11,700円	117名参加
計	140,400円	141,300円	

支出の部

対象経費	予算額	決算額	備考
謝金	0円	0円	
需用費	56,400円	50,420円	教養娯楽費 燃料費・事務費
役務費	40,000円	48,756円	通信運搬費 保険料
使用料及び賃貸料	44,000円	43,396円	会場使用料 リース車・コピー機
計	140,400円	142,572円	

# 令和5年度 児玉地域包括支援センター収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

◆ 収 入 ◆					
項 目	細 節	当初予算	決算	備 考	
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	22,741,000	21,478,000	※決算額は当初の委託料から返還金1,263,000円を引いた額	
	2 雑収入	0	363,886	退職者処理、県社協謝金	
	3 その他	0	110		
	3 その他	補助金事業収入(公費)	0	30,000	
	3 その他	法人から受入	0	0	
<b>収入合計(A)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>21,871,996</b>		
◆ 支 出 ◆					
項 目	細 節	当初予算	決算	備 考	
1 人件費	1 本俸	13,355,000	12,350,060	基本給	
	2 職員手当等	3,650,000	3,786,602	賞与、職員諸手当、時間外手当	
	3 共済費	3,147,000	3,125,660	社会保険料、法定福利費	
2 管理費	1 旅費	73,000	0	出張旅費	
	2 需用費	840,000	346,583	消耗品費、印刷製本費、光熱水費	
	3 修繕費	146,000	346,448	車両等	
	4 役務費	541,000	306,307	通信運搬費、広告料、手数料	
	5 委託料	606,000	511,130	施設管理などの委託料	
	6 備品購入費	15,000	0	事務用品費	
	7 使用料及び賃借料	292,000	1,013,394	車両リース料、コピー機リース料	
	8 負担金	39,000	25,432	研修費	
	9 報償費	0	0		
	10 福利厚生費	37,000	60,380	健康診断料	
<b>支出合計(B)</b>		<b>22,741,000</b>	<b>21,871,996</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>		

◆ 収 入 ◆				
項 目	細 節	当初予算	決算	備 考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,183,000	1,039,080	
	2 委託分	0	96,360	
2 介護予防ケアマネジメント費	1 国保連収入(直営)	2,667,000	993,600	
	2 委託分	0	0	
<b>収入合計(D)</b>		<b>4,850,000</b>	<b>2,129,040</b>	
◆ 支 出 ◆				
項 目	細 節	当初予算	決算	備 考
1 人件費	1 本俸	2,918,000	1,220,322	基本給
	2 職員手当等	750,000	304,165	賞与、職員諸手当、時間外手当
	3 共済費	647,000	276,957	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	15,000	0	出張旅費
	2 需用費	173,000	30,710	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	30,000	30,698	車両等
	4 役務費	112,000	27,141	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	125,000	141,650	施設管理などの委託料
	6 備品購入費	3,000	0	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	60,000	89,794	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	9,000	2,253	研修費
	9 福利厚生費	8,000	5,350	健康診断料
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,850,000</b>	<b>2,129,040</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

# 令和5年度 児玉地域生活支援コーディネーター収支決算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

◆ 収 入 ◆				
項 目	細 節	予 算	決 算	備 考
1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
2 雑収入				
3 その他				
<b>収入合計(A)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
◆ 支 出 ◆				
項 目	細 節	予 算	決 算	備 考
1 人件費	1 本俸	2,214,000	2,125,282	基本給
	2 職員手当等	600,000	608,329	賞与、職員諸手当、時間外手当
	3 共済費	516,000	553,915	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	12,000	0	出張旅費
	2 需用費	137,000	61,419	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	24,000	61,396	車両等
	4 役務費	87,000	54,282	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	99,000	90,580	施設管理などの委託料
	6 備品購入費	2,000	0	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	48,000	179,589	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	6,000	4,508	研修費
	9 報償費	0	0	
	10 福利厚生費	5,000	10,700	健康診断料
<b>支出合計(B)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

生活支援コーディネーター

(様式第3号)

令和5年度 本庄市認知症カフェ収支報告書

6年3月29日

本庄市長 吉田 信解 様

住 所 本庄市児玉町児玉 734-1  
法人名 社会福祉法人 児玉福社会  
代表者名 理事長 倉林 昭美

収入の部

区分	予算額	決算額	備考
委託料	64,800	64,800	5,400円×12回
参加費用 (参加者負担)	22,400	22,400	
計	87,200	87,200	

支出の部

対象経費	予算額	決算額	備考
謝金	0	0	
需用費	80,480	80,547	
役員費	6,720	6,720	ボランティア行事用保 険(560円×12回分)
使用料及び賃貸料	0	0	
計	87,200	87,267	

## 報告事項（２）令和６年度地域包括支援センター事業計画について

令和６年度 本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会  
事業計画書

### 1 基本方針

地域で暮らす高齢者が安心してその人らしい尊厳ある生活を送れるようにするため、地域の特性や実情を踏まえながら、適切で効果的なサービスを切れ目なく提供していく地域包括ケアシステムの深化を目指します。また、地域の保健・医療・介護・福祉サービスなど様々な社会資源と連携し、多職種協働による地域支援ネットワークを構築していくため、関係機関との連携を図りながら業務に取り組みます。

### 2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

本庄西地域では高齢化率が高く、高齢者の単身世帯も多いため、ニーズへの迅速な対応と見守りや支え合いがお互いにできる地域づくりを目指すべく、特に次の項目について重点的に取り組みます。

#### （１）総合相談支援業務

高齢者に関する様々な相談に応じ、三職種がそれぞれの専門性を発揮しながら、個別のかつ継続的に支援していきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護等様々な関係機関と連携を図りながら、よりよい相談支援を目指します。また、複合的な課題を抱えた世帯については、それぞれに必要な支援につなげ、支援者全体を調整し、継続的につながりを持ち続けるような支援を行っていきます。

#### （２）認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症への理解を広め、認知症の人や家族とともに生きていく地域を目指します。認知症サポーターの養成を推進し、子どもから大人まで広く認知症への理解を深めるとともに、認知症地域支援推進員を中心として、チームオレンジの活動支援や、地域の支援機関等とのネットワークづくりをすすめます。

#### （３）生活支援体制整備事業

第２層生活支援コーディネーターを中心に、西愛ネットワーク（第２層協議体）において取り組んできた支え合い活動の充実と拡大を目指します。また、ラジオ体操等の取り組みをきっかけとして地域の集いの場を増やしたり、高齢者が安心して、より便利な生活が送れるよう地域情報の共有・発信に努めます。

### 3 業務推進の方針（全事業共通）

高齢者が自分らしい生活を実現するために最善の選択ができるよう、あらゆる可能性を予測しながら自己決定への支援を行います。支援にあたっては、個人情報適切に管理し、公正・中立な立場で関係機関等と連携を図りながら対応します。また、地

域包括支援センターの役割や機能を理解していただくため広報活動に努め、地域包括支援センター間の情報交換や連携も図りながら業務を推進します。

#### 4 事業計画

##### (1) 包括的支援事業

###### ①総合相談支援業務

###### ア. 実態把握

担当する日常生活圏域に暮らす独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行います。隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。高齢者自身による電話相談や民生委員や地域住民、関係機関による相談を通して、当事者の同意を得て訪問を行います。実態について記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問を実施、見守りを継続します。安否確認の電話かけや訪問を効果的・効率的に行い、隠れた問題の早期発見をします。

###### イ. 総合相談業務

センターは、高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などについて、それぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

###### ウ. 地域ネットワーク構築業務

###### 1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組みます。

###### 2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めとする適切な支援を実施します。

###### 3) 地域住民への啓発活動

センターの利用促進及び適切な介護サービス利用等の普及啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、各種会議、集会等に参加し積極的な顔つなぎ活動を行います。

###### 4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待の早期発見、見守り体制の強化充実を図ります。

###### 5) 関係者会議等への出席による連携

担当する日常生活圏域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会等  
に出席し関係者との連携を図ります。

## ②権利擁護業務

### ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、民生委員等  
の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及活動を行います。

### イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利  
用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度等の活用を図り  
ます。

### ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が  
必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

### エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づ  
き、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対  
応をします。

### オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない  
等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討しま  
す。

### カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と  
適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための  
関係機関を紹介します。

## ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係  
機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援しま  
す。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活  
用できるよう地域の連携・協力体制を整備します。

### イ. 介護支援専門員に対する支援

#### 1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相

談への対応を行います。

## 2) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

## 3) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

## 4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

## ④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

センターは、要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、できるだけ初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努め、適切に関与します。

## ⑤在宅医療・介護連携推進事業

センターは、地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制づくりを推進します。また、関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

## ⑥生活支援体制整備事業

### ア. 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターを中心に、西愛ネットワーク（第2層協議体）メンバーと協働し、日常生活圏域のニーズや社会資源を把握し、生活支援サービスの活用や創出等、提供体制の整備を推進します。

### イ. ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供し、必要時にはセンターなど必要な機関に連絡することができるよう、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応について研修を実施する等、地域の実情に応じて支援します。

### ウ. 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を共有し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

## ⑦認知症総合支援事業

### ア．認知症初期集中支援事業

看護師・保健師、作業療法士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

### イ．認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取組や、認知症ケアパスの作成（見直し）や普及、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築を推進します。定期的な認知症個別相談会や認知症カフェの開催や、認知症家族会への支援など、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支え、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識を常に更新し、認知症初期集中支援チーム検討委員会等で知識や経験を発揮し、認知症地域支援・ケア向上検討会議で知識や経験の共有や連携を強化していきます。

また、認知症サポーターフォローアップ講座や認知症 SOS 訓練、認知症啓発イベント等に協力します。

### ウ．認知症サポーター養成講座

認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人への理解を深めます。

## (2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

## (3) その他

### ①一般介護予防事業

一見元気そうな高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を作ります。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を積極的に考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

#### ア. 介護予防教室

地域で実施するいきいき教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

#### イ. はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会やサポーター養成講座へも積極的に参加し、サポーターと円滑な連携が図れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

#### ②介護者教室

在宅介護を行っている方等を支援するため、実践的な介護に関する研修教室を実施します。

# 令和6年度 年間事業計画

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合相談・支援事業	相談には随時対応し、継続的な支援を行う。相談対応時間 月～金曜日 8:30～17:15(土日祝日年末年始除く)※時間外は携帯電話で対応する。												
権利擁護事業	相談には随時対応し、虐待防止の啓発を行う(年1回程度、社協だよりや包括だよりに掲載)。												
権利擁護事業	相談には随時対応し、成年後見制度等の啓発を行う(年1回程度、社協だよりや包括だよりに掲載)。												
消費者被害	相談には随時対応し、消費者被害防止の啓発を行う(年1回程度、社協だよりや包括だよりに掲載)。												
包括的・継続的 マネジメント事業	介護支援専門員からの個別相談には随時対応する。本庄ケアマネ会議を各包括と連携しながら開催する。(偶数月第5木曜) 圏域の介護支援専門員等との連携を深めるため、西地域ケアサポート会議を行う。												
介護予防ケア マネジメント	自立に向けた介護予防ケアマネジメントを行う。												
在宅医療・介護 連携推進事業	医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携に関する研修、会議等への出席、相談支援を行う。												
生活支援体制 整備事業	本庄まごこと応援団全体会議(年2回)及び分科会(年6回程度)に出席する。分科会の目標に沿って、協議や活動を進める。												
認知症高齢者 支援事業	第1層	第2層協議体会議 (第1回)4/16(水)	第2層協議体会議 (第2回)	第2層協議体会議 (第3回)	第2層協議体会議 (第4回)	第2層協議体会議 (第5回)							
	事業について周知を行い、対象ケースがあった場合には相談する。												
	はにぼんオレンジカフェ 毎月第4月曜日 13:30～15:30												
	認知症カフェ 認知症個別相談会	4/22(月) 5/27(月) 6/24(月) 7/22(月) 8/26(月) 9/30(月) 10/28(月) 11/25(月) 12/23(月) 1/27(月) 2/17(月) 3/24(月)											
	あったかオレンジカフェ 偶数月第3水曜日 13:30～15:30												
認知症サポーター 養成講座	4/17(水) 6/19(水) 8/21(水) 10/16(水) 2/19(水)												
地域ケア個別会議	主催にて年1回開催。依頼があった時には随時対応する。 一般向け(主催) 4/28(月)												
多職種連携による 地域支援ネットワーク 構築	毎月第3金曜日 13:30～15:00 ※1月は課題整理会議 ※6月は、ケアマネジャーとの意見交換会を予定。8月は、アドバイザーの全体研修を予定。	4/19(金) 5/17(金) 7/19(金) 9/20(金) 10/18(金) 11/15(金) 1/17(金)											
一般介護予防事業	民生委員定例会に必要時に出席する。 運営推進会議に出席する。または開催が中止の場合は、書面等で回答する。 ノエル本庄・リハビリプラウド・若泉公園デイサービス・あったかほむむ下野堂・デイサービスセンター・ジャム・ゆうあい本庄・まごころ												
介護者教室	サロン・筋トレ教室に訪問し、地域の高齢者のニーズ把握や支援が必要な方の発見等を行う。												
指定介護予防 支援業務	出前講座の依頼があった時には随時対応する。 筋トレリーダー研修等への参加協力・地域の筋トレ教室の立ち上げ支援、協力をを行う。												
介護者教室	自立に向けた介護予防ケアマネジメントを行う。												

## 令和6年度 本庄東地域包括支援センター安誠園 事業計画書

### 1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、地域の特徴や実情を踏まえ、地域の課題の発見に努めるとともに、地域の保健、福祉、医療の専門職、ボランティア、地域民生委員など地域を支える様々な関係者と連携を図り、地域が抱える問題の解決に取り組んでいきます。また、「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を基に、センター内では3職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等）によるチームアプローチで業務を進め、地域の社会資源との連携を図っていきます。

### 2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

本庄東地域は、市街地域と郊外地域での人口や高齢者率、単身高齢者世帯の割合などに差がありますが、集いの場等の充実や認知症・移動手手段等の課題は共通であり、それらを重点的に取り組んでいきます。

#### (1) 生活支援体制整備

地域ケア個別会議等で把握した課題を整理し、担当地区の現状やニーズ把握を行います。また、第2層協議体（希望とどけ隊）と協同で地域住民や関係機関への周知活動を行い、地域の新たな担い手の発掘を図るとともに、地域での移送支援実施等新たな住民活動が創出できるよう体制整備を行うとともに、第1層協議体他事業とも連携を図っていきます。現在実施している買い物送迎支援は必要な地区にも拡大できるよう体制を整えたり、地域住民が社会参加できる集いの場の創設にも取り組んでいきます。

#### (2) 認知症高齢者支援

認知症の人やその家族の支援のため、家族会や認知症カフェの開催・認知症相談日を設けていきます。また、認知症の相談窓口を増やせるよう、地域密着型施設等に働きかけていきます。認知症に関する周知・予防啓発事業としてキャラバン・メイトの会と連携を図り子供や成人向けの認知症サポーター養成講座を開催します。さらに、ステップアップ講座でボランティアを養成し、活躍の場の支援をしていきます。また、本庄市で取り組む認知症施策について、地域住民の方に周知し、共生社会の実現に努めていきます。

#### (3) 地域支援ネットワーク構築

東地域の特性を量的・質的側面から分析し、課題解決に必要なネットワークを構築していきます。そのために、地域ケア会議や協議体・個別相談等から地域課

題を把握し課題解決に向け、既存のネットワークを活かしながら介護支援専門員をはじめ、保健・医療・福祉サービスやボランティア団体、地縁組織などの多職種による地域支援ネットワーク構築を図れるよう体制づくりをしていきます。

### 3 業務推進の方針（全事業共通）

地域高齢者が自分らしい暮らしを実現するため、公正かつ中立な立場を保ち、個人情報適切に取り扱い、関係法令を遵守しながら、相談者が相談しやすい環境を作るとともに、最善の選択ができるよう、より幅広い知識を積極的に学び、専門的なアプローチによる支援をしていきます。また、関係機関との連携を図るとともに会議やサロン等に参加し、地域包括支援センターを理解していただくため、積極的に広報活動に努めます。

## 4 事業計画

### (1) 包括的支援事業

#### ①総合相談支援業務

##### ア. 実態把握

担当地域に暮らす高齢者についての相談に応じ、訪問等を行い、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行います。また、サロン等の集まりの場に訪問することや日常の業務の中で隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。実態については記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問を実施、見守りを継続します。安否確認の電話や訪問等を行い、隠れた問題の早期発見に努めます。

##### イ. 総合相談業務

高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などをそれぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

##### ウ. 地域ネットワーク構築業務

#### 1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に必要な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に協力します。

#### 2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めとする適切な支援に繋がります。

### 3) 地域住民への啓発活動

センターの役割や機能の理解や、介護保険制度等の理解のため、地域のサロン等に参加し啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、包括だよりを発行配布、各種会議、集会等に参加し啓発活動を行います。

### 4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待等の早期発見、見守り体制の強化充実を図ります。

### 5) 関係者会議等への出席による連携

担当する日常生活圏域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会等に出席し関係者等との連携を図ります。

## ②権利擁護業務

### ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、住民をはじめ民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及啓発活動を行います。

### イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用を図ります。

### ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

### エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。また、定期的に虐待防止検討委員会の開催や研修を行い地域で虐待防止に努めます。

### オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討します。

### カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、主任介護支援専門員と連携を取り地域の介護サービスの見える化や関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備します。

#### イ. 介護支援専門員に対する支援

##### 1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

##### 2) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

##### 3) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行い、必要時地域ケア個別会議での検討もしていきます。

##### 4) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用します。

### ④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、できるだけ初回の介護予防ケアマネジメント実施時や担当者会議等に立ち会うよう努め、助言等をしていきます。

### ⑤在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供されるよう入退院支援を中心に体制づくりを推進します。ACPについても研修等に参加し、地域住民へ周知を図るため講座の開催や情報提供に努めます。また、関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

## ⑥生活支援体制整備事業

### ア. 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の協議体と共に、地域課題やニーズ把握を行います。

また、協議体活動を地域住民や関係機関に周知を図り新たな担い手を発掘し、住民主体の生活支援等サービスを提供する団体も支援していきます。

### イ. ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供できるよう支援をします。必要時には、センターなどの必要な機関に連絡するなどの対応ができるよう、普段から連携や顔の見える関係を作っていきます。

### ウ. 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を連携し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

## ⑦認知症総合支援事業

### ア. 認知症初期集中支援事業

医療・福祉の専門職と認知症サポート医からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、支援の初期段階にある認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

### イ. 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取組や、認知症ケアパスの普及を図っていきます。認知症の人とその家族を支援するために定期的に家族会や認知症個別相談会、認知症カフェを開催していきます。今後も共生社会の実現のため認知症の人、一人一人を尊重しながら、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識の向上に努め、認知症初期集中支援チーム検討委員会や認知症地域支援・ケア向上検討会議で地域の認知症高齢者への支援について検討していきます。

### ウ. 認知症サポーター養成講座

キャラバン・メイトの方々と連携し、認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を計画実施し、幼児・小中学生や地域住民等が認知症の人への理解を深められるよう支援をします。また、認知症サポーターになられた方が地域で活動できるよう検討していきます。

## (2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

### (3) その他

#### ①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、あらゆる感染拡大の影響で閉じこもりがちにならないよう普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を作ります。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

#### ア. 介護予防教室

地域で実施する筋力アップ教室やいきいき教室・あたまとからだの健康教室・介護予防出前講座等の介護予防事業に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

#### イ. はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会やサポーター養成講座へも参加し、サポーターと円滑な連携が取れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

#### ②介護者教室

介護に関する研修教室を開催します、在宅介護を行っている方等を支援していきます。

# 令和6年度 年間事業計画

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談・支援事業	年間を通し、電話や訪問等により相談を受け、必要に応じて継続的に支援していく。また、相談窓口としての周知をしていく。											
高齢者虐待	通報・相談に応じ、迅速に対応する。市と連携・協議しながら対応を検討していく。また、虐待防止委員会を定期的に開催し虐待防止に努めていく。											
成年後見制度	相談には随時対応する。また、相談の中で、必要に応じて制度の説明や、対応できる機関につなぐ。											
消費者被害	年間を通じ、相談があった際には対応し、訪問や教室開催の際など、啓発をしていく。											
包括的・総合的ケアマネジメント事業	4月 4包持ち回り で、偶数月に研 修などを開催。	5月 奇数月に圏域で の交流会などを3 回開催。	6月	7月 7/11 圏域	8月	9月	10月	11月 11/21 圏域	12月	1月	2月	3月 3/13 圏域
介護予防 ケアマネジメント	本庄市ケアマネジャー連絡会研修等の参加。その他年間を通し、各ケアマネからの相談に応じる。ほんじょうネットの周知。											
在宅医療・介護 連携推進事業	要支援者および対象者が、地域で自立した生活を送るため、適切なサービスを受けられるよう、アセスメントに基づいた計画を作成し、評価・モニタリングを行う。											
生活支援体制 整備事業	介護支援専門員や家族・本人等からの相談に応じ、在宅医療連携拠点や在宅歯科医療推進窓口地域拠点へ繋げていく。各会議や研修に参加し、医療と介護の連携に努める。その他、地域資源を把握し、共有する。											
認知症高齢者 支援事業	第一層への参加と、自治会や老人会など地域住民と連携。第2層生活支援コーディネーター、第2層生活支援体制整備教習希望とどけ隊」と会議を開催し、地域課題の把握、互いに助けあえる地域づくりの構築を支援していく。											
認知症初期集中 支援事業	対象と思われるケースに対し、支援を要請。チームに参加する。											
認知症高齢者 支援事業	4/25	5/30	6/27	7/25	8/29	9/26	10/31	11/28	12/19	1/30	2/27	3/27
認知症サポーター 養成講座	4/17	6/19	8/21	10/16	12/18	2/19	オレンジカフェにて：本庄仁心公民館にて、偶数月第3水開催予定。					
地域ケア個別会議	4/5	5/10	意見交換会	7/5	研修会	9/6	10/4	11/1	12/6	課題整理会議 1/24		
関係機関との連携	毎月、市と各包括との連絡会議に参加。その他、行政機関・サービス事業所・医療機関等との関係づくりを行う。											
多職種連携によ る地域支援ネット ワークの構築	民生委員定例会に必要時参加し、民生委員と連携を取る。											
地域密着型サービ ス 運営推進会議	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	やまぶき・元氣 村・愛の家	ファミリー・エイド・ア イル・スベースゆ う・メープル・蛍ケ アセンター・ゆたか
地域への訪問等	包括だよりの配布や必要に応じて、サロンや自治会等の集まりに参加する。											
一般介護予防事業	介護予防教室 はにとれ											
介護者教室	筋トレリーダー研修や、サポーター養成講座への参加・立ち上げ支援等を行う。また、担当地区の教室の出前講座などの支援を行う。											
指定介護予防 支援業務	要支援者が適切なサービスを受けられるよう、アセスメントに基づいた計画を作成し、評価・モニタリングを行う。											

## 1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう地域包括ケアシステムの中核的役割を担い『医療・介護・予防・住まい・生活支援』が切れ目なく提供されるように尽力し、高齢者の一人ひとりが健康を保持し生活を安定させ生きがいを持ち続けた生活が出来るように支援をします。

ア) 相談者へは懇切丁寧に対応し、訪問による実態把握を基本とし課題を明確にして、必要である支援や制度また関係機関に繋げるように努めます。

イ) 地域の在宅医療と介護の連携を図り、地域資源を活用しながら円滑かつ切れ目のなく一体的な支援が受けられるように努めます。

ウ) 介護予防への意識向上のための、様々な地域住民活動等へ参加を推進し市民啓発に取り組み、誰もが参加の機会を得られる社会づくりに努めます。

エ) 単身及び高齢者世帯が増加する中、認知症または精神上の理由により日常生活上の判断が困難になっても、人権や財産等の権利が守られるよう努めます。

オ) 生活支援コーディネーターと連携し第2層協議体を中心に体制整備の推進を図り誰もが参加の機会を得られる社会や支え合う地域共生社会の実現に努めます。

なお、感染症発生時及び自然災害発生時における業務継続計画を定め職員間で共有、研修会により平時から円滑に実行できるように努めます。また引き続き、包括支援業務を市内4カ所の地域包括支援センターが連携を図り、感染予防対策やオンライン等も活用して持続可能な業務として実施して参ります。

## 2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

もっとも高齢者人口が多い地域であるため総合相談業務の体制の充実を図り、医療・介護・保健および関係者との連携体制の構築を目指します。要支援者には介護予防ケアマネジメント支援を円滑に実施し「自立支援・重度化防止」に向けた取り組みを行い、そして住民には地域サロン等へ出向きセルフマネジメントを活用した介護予防への周知と地域の実態把握を行います。地域ケア課題整理会議にて優先して解決すべき課題として検討した内容は、センター職員他に第2層協議体を中心に民生委員や自治会、ボランティア団体等と連携し課題解決を行うよう努めます。

ア) 地域の繋がりを大切にして共に見守り支え合いながら安心して暮らせるために、地域住民等が参加できる様々な生活支援のサービスの創出や担い手の充実を図り共助社会実現に向けた活動を周知促進し2層協議体を中心に民生委員や自治会、ボランティア等との連携に努めます。

イ) 単身及び高齢者世帯が増加するなかでも、自身の意志と能力に応じて暮らし続けるために、介護予防の取組みや移動支援等の地域資源の活用を促すことで自助努力を最大限

に活かした生活が送れるよう目指し、災害時等も想定しながら支援体制の構築を図るよう努めます。

ウ) 認知症高齢者や家族には認知症推進委員を中心に状態に応じた適切なサービスの提供されるように関係機関との連携に努め、安心して暮らせる地域づくりとして、チームオレンジを支援し、認知症カフェや自治会向け等にサポーター養成講座の開催、グループホームや認知症サポーターとの連携、普及啓発イベントに協力、認知症ケアパス等の周知に努めます。

エ) 圏域でのネットワーク会議を定期的に行い多職種連携を推進すること、地域密着型サービス運営推進会や様々な社会資源活動の場に参加し、地域の実情把握と各関係機関との顔の見える関係を構築することで更なる円滑な支援を目指します。

### 3 業務推進の方針（全事業共通）

個人情報取り扱いについて十分に配慮し公正かつ中立な立場で、訪問による実態把握を基本姿勢とし、三職種が常に専門性の向上を図りながら協働で業務を遂行し、各関係者等と連携しながら迅速かつ適切な課題解決を目指し『地域包括ケアシステム』の深化と地域共生社会の実現に向けて中核的な機関となるよう努めます。

## 4 事業計画

### (1) 包括的支援事業

#### ①総合相談支援業務

##### ア. 実態把握

独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握を行い、隠れた問題やニーズを発見し早期対応できるように取り組みます。また高齢者自身や家族からの電話相談や民生委員や地域住民、関係機関による相談は当事者の同意を得て訪問を行います。実態把握については記録を残し、必要な高齢者には定期的な電話や訪問で見守りを継続します。また支援に繋がらない高齢者等に対しても関係機関と協働しながら支援を継続し問題解決や適切な機関や制度に繋げるよう努めます。

##### イ. 総合相談業務

センターは、高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等に繋ぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、三職種がチームとして予測される課題や対応方針をそれぞれの専門性を活かした視点から検討をします。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図るよう努めます。

##### ウ. 地域ネットワーク構築業務

#### 1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域ケア会議や実態把握等を通じて地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に努めます。

#### 2) 地域ネットワークの構築

医療・介護等の専門職及び、民生委員や自治会等の地域関係者から構成される地域ケア会議を開催します。また民生委員や住民主体の場、多職種が参加する会議に参加し連携強化に努めます。

#### 3) 地域住民への啓発活動

センターの周知や制度の各制度の説明または適切な介護サービス利用等の普及啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、各種会議、集会等に参加し積極的な顔の見える関係づくりに努めます。

#### 4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、常にセンターの周知を図り、関係機関や関係者、住民と協力して虐待の早期発見、見守り体制の強化充実に努めます。

#### 5) 関係者会議等への出席による連携

在宅医療・介護連携推進会議や地域密着型サービスの運営推進会議、民生委員の定例会等に出席し関係者との連携に努めます。

## ②権利擁護業務

### ア. 虐待防止の活動

高齢者虐待防止の推進を図り、虐待防止の指針を整備し、対策委員会や担当者の設置、研修会の開催をする等、早期発見・早期対応の実現や介護サービス等の適切な利用促進等の実現に向けて、民生委員や住民、関係機関に対して高齢者虐待防止に努めます。

### イ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担課との連携を図り適切な対応をします。

### ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、行政担当課との連携を図ることに努めます。

### エ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用にも努めます。

### オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職と連携して対応策を講じます。また必要であれば地域ケア個別会議にて課題解決や把握に努めます。

#### カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援をするとともに、被害の回復のために関係機関を紹介し必要な手続きを支援します。また被害の拡大防止のため警察へ報告に努めます。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域において包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員がその役割を果たし質の高いケアマネジメントが実現できるよう関係機関との連携し易く、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制の整備に努めます。

#### イ. 介護支援専門員に対する支援

##### 1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、相談を受けた際には、専門職の視点を踏まえた個別指導やケアプラン作成について相談に努めます。

##### 2) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施に努めます。

##### 3) 支援困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、相談者の合意をもとに期間を定め指導助言等に努めます。

##### 4) 地域における主任介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、主任介護支援専門員と協働で専門職向けの社会資源マップの更新やネットワーク構築に引続き努めます。

### ④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。また、介護予防ケアマネジメントを委託する場合には、初回の訪問や担当者会議に立ち会い適切に連携するように努めます。

### ⑤在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が自身の望む人生を続けることができるように在宅医療と介護が一体的に提供される体制づくりに努め、重点取組内容に選定された「看取

り」「入退院支援」の内容充実に協働・連携をします。また多職種連携のための研修会等にも積極的に参加し、関係者が効果的に情報共有を行うためのICT等の活用も促進します。

#### ⑥生活支援体制整備事業

##### ア 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターを中心に第2層協議体が、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、生活支援等サービス提供の体制整備推進に努めます。

また、今までに把握している住民活動はもとより、新たなサービスの担い手となる多様な機関や関係機関と協議体を組織し、生活支援等サービスの創出や充実に努めます。

##### イ ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供し、必要時にはセンターなど必要な機関に連絡することができるよう、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応について研修を実施する等、地域の実情に応じて支援するよう努めます。

##### ウ 地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、地域ケア課題整理会議等を通じて生活支援コーディネーターは認知症推進委員と情報を共有し、第2層協議体を中心に地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを認知症施策と一体的に進めるよう努めます。また、ほんじょうネット(社会資源情報管理システム)も活用しながら、地域住民等に対して情報を提供または有効活用に努めます。

##### エ 地域課題の把握と対応

第2層協議体を中心に、地域サロン等の住民活動の場にも積極的に出向き地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源の把握や有効活用の推進に努めます。

#### ⑦認知症総合支援事業

##### ア 認知症初期集中支援事業

保健師、看護師、作業療法士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応を実現し地域での継続した支援につなげます。

##### イ 認知症地域支援・ケア向上事業

共生社会を推進するために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取り組みや、認知症ケアパスの見直しと普及啓発、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築を推進します。定期的に認知症カフェを開催して認知症の相談を受ける窓口を構築しながら、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識を常に更新し、認知症初期集中支援チーム検討委員会等で知識や経験を発揮し、認知症地域支援・ケア向上検討会議で知識や経験の共有や連携を強化していきます。

##### ウ 地域づくり推進事業

認知症地域推進員がオレンジコーディネーターを兼務し、認知症の方や家族の悩み、生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐチームオレンジを支援し地域の体制づくりに努めます。

#### エ 認知症サポーター養成講座

認知症キャラバンメイトは、認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を多様な場で積極的に実施し、認知症の人への理解を深める活動と定期的な会議にも出席して知識向上と連携に努めます。

#### オ 認知症サポーターステップアップ講座

認知症の人の地域支援体制の充実と認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、従来の認知症サポーターからステップアップした地域で活動できるサポーターを育成し定期的な意見交換会にも参加します。また地域ぐるみで認知症への理解を深めるため認知症高齢者SOS模擬訓練等を通じて対応を学ぶように努めます。

#### カ 認知症家族会の会本庄

認知症の方を介護する家族が集まり、思いを語り合う会を支援するように努めます。

#### キ グループホーム情報交換会

認知症ケア相談室に係る意見交換会等に参加し連携を図るように努めます。

### (2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

### (3) その他

#### ①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を通じて、地域から情報を得やすい関係性を作ります。高齢者主体で、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、住民主体の通いの場がより一層充実かつ持続して運営できるよう生活支援コーディネーターを中心として支援します。また、それにより通いの場を必要とする高齢者への支援にも繋がるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を積極的に考えます。

#### ア 介護予防教室

地域で実施する介護予防教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し介護予防の意識向上、地域において顔の見える関係を築きます。

#### イ はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所を作るために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実を図ります。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会へも参加しサポーターと円滑な連携取れ、活動機会の創設など地域と顔の見える関係を築きます。

#### ②介護者教室

在宅介護を行っている方等の健康や介護技術の向上を支援するため、実践的な介護に関する研修教室を実施します。

令和6年度 年間事業計画

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談支援事業	<p>訪問を基本とした相談対応と実態把握、電話または来所にての相談対応、研修会等への参加、住民への周知活動</p> <p>受付時間は平日(祝日含む)8時30分～17時15分。時間外及び休日は専用受付で対応し、本庄市担当課と連絡体制を確保する</p>											
高齢者虐待	<p>高齢者虐待防止ネットワーク会議、コア会議、研修会等への参加、地域住民及び介護事業所への周知活動</p> <p>受付時間は平日(祝日含む)8時30分～17時15分。時間外及び休日は本庄市担当課と連絡体制を確保する</p>											
権利擁護事業	<p>研修会等への参加、地域住民への普及啓発活動、関係機関との連携</p> <p>受付時間は平日(祝日含む)8時30分～17時15分。時間外及び休日は本庄市担当課と連絡体制を確保する</p>											
包括的・継続的ケアマネジメント事業	<p>研修会等への参加、地域住民への対策活動、警察等との連携</p> <p>受付時間は平日(祝日含む)8時30分～17時15分。時間外及び休日は本庄市担当課と連絡体制を確保する</p>											
指定介護予防支援事業	<p>同行訪問・サーベイス調整及び計画作成支援・困難事例対応等、ケアマネ支援会議(偶数月の第3木曜日、4包括合同4・10月南包括主催)、地域ケア個別会議開催(随時)、ケアマネ向け社会資源マップ更新</p> <p>受付時間は平日(祝日含む)8時30分～17時15分。時間外及び休日は本庄市担当課と連絡体制を確保する</p>											
在宅医療・介護連携推進事業	<p>介護予防支援・日常生活支援総合事業の周知活動、会議および勉強会への参加、委託先事業所への研修会周知</p> <p>受付時間は平日(祝日含む)8時30分～17時15分。時間外及び休日は本庄市担当課と連絡体制を確保する。</p>											
生活支援体制整備事業	<p>連携推進事業に関する協力、会議・研修会の参加、MGS等の普及啓発活動</p> <p>連携推進会議の参加</p>											
生活体整備の充実	<p>第1層協議体会議と分科会及び研修会参加</p>											
関係機関・住民組織との連携	<p>3ヶ月毎(6月・9月・12月・3月)に話し合いを予定また必要時に開催</p>											
担い手の充実・サーベイスの周知	<p>第2層SC・協議体の活動周知・支え合い意識向上及び勉強会 / 課題整理会議で把握された課題と取り組みの検討 / ボランティア養成と協力体制の構築 / サポーターフォローアップ研修</p>											
認知症高齢者支援事業	<p>四季の里移動支援(第2・4週の木曜日) 栗崎移動支援(再開調整) 他移動支援の準備支援 生活支援ボランティア員の活動促進と連携支援</p>											
認知症初期集中支援事業	<p>初期集中支援検討委員会(3回/年)、研修会への参加、周知活動</p>											
認知症推進員会議	15日	20日	17日	8日	19日	9日	21日	9日	18日	16日	20日	17日
認知症家族の会	24日	22日	26日	24日	28日	25日	23日	27日	25日	22日	26日	26日
認知症カフェ(個別相談室)	8日・24日	13日・22日	10日・26日	8日・24日	19日・28日	9日・25日	21日・23日	11日・27日	9日・25日	20日・22日	10日・26日	10日・26日
認知症サポーター養成講座	<p>圏域内の教育機関および団体等から依頼があれば開催</p>											
認知症サポーター養成講座	<p>会議および開催時に協力</p>											
チームオレメン定例会議	11日	13日	(12日)	8日	10日	24日	24日	24日	10日	12日	13日	(13日)
地域ケア個別・課題整理会議	11日	15日	10日	18日	21日	24日	(日付未定)	(日付未定)	(日付未定)	17日	17日	14日
関係機関との連携	23日	28日	20日	23日	22日	24日	22日	26日	24日	28日		
多職種連携による地域支援ネットワークの構築	<p>地区民生委員・児童委員協議会定例会議参加(第一民協・第二民協・北泉民協)</p>											
地域への訪問等	<p>担当地区のサロン及び筋力トレーニング教室への参加、民生委員同行訪問、自治会等主催の会議や活動への参加、ボランティア団体等への協力</p>											
介護予防教室	<p>介護予防外出前講座への参加 他</p>											
一般介護予防事業	<p>筋力トレーニング教室の推進及びリーダーフォローアップ研修参加 他</p>											
介護者教室	<p>健康教室への参加と事業周知</p>											
その他	<p>課題整理会議やネットワーク会議より抽出したテーマで1～2回程度の開催を予定</p> <p>地域包括支援センター連絡会議(第3週の火曜日)</p>											

# 令和6年度 児玉地域包括支援センター事業計画書

## 1 基本方針

- ・児玉地域の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、保健・福祉・医療・介護・自治会・民生委員・ボランティア等と連携を図ることで、高齢者の実態や地域の課題を把握し社会資源の開発に努め、高齢者が自立して生活できる地域づくり・みんなが暮らしやすい街づくりに努めます。

## 2 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

- ・児玉地域は、児玉駅を中心とする市街地とその周辺に広がる郊外地、地域の南部に位置する山間地からなり、山間地では特に過疎化が進んでおり、児玉地域全体としての高齢化率や単身高齢者も多くなってきているため、保健・福祉・医療等と連携を図り地域住民の主体性を尊重しながら、児玉地域が暮らしやすい地域となるよう努めます。
- ・自治会や民生委員、商店、配達員、サービス事業所等の連携を強化。顔の見える関係づくりや勉強会等を行うことで相談しやすい環境や見守り体制等の強化に努め、地域活動等に参加できていない高齢者等の把握に努めます。
- ・地域の課題として移動に対する困難者が増えている現状があるため、生活支援サポーターの活用方法の検討やはにぼん号の予約の取り方講座の開催など、今ある資源を地域の皆さまに周知し活用していただけるよう努めます。
- ・認知症高齢者がますます増加することが見込まれているため、認知症サポーター養成講座の開催や認知症講演会などを企画し多くの方に認知症に対し正しい理解をしていただけるよう努めます。また、本庄市で取り組んでいる認知症施策について地域住民の皆さまに周知していくよう努めます。
- ・市民ポプラサロン、ふれあい遊びなどチラシのみでなく、インターネットを活用し周知することで、幅広い年代の地域住民の交流機会となるよう努めます。また、関係機関と連携を図り、新たな地域交流の機会を作ることができるよう努めます。
- ・ボランティア、地域のつながりに興味を持っていただくため、ぞうきんづくりや千羽鶴、切手切りなどを継続し、地域住民や関係機関のつながりをつくることのできるよう努めます。
- ・地域の高齢者が目標や意欲を持って介護予防に取り組み、住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができるよう、セルフマネジメントの講話やはにぼんトレーニング、ウエルカフェこだま、ラジオ体操、はにぼんチャレンジの周知や参加を促し、楽しみを持ちながら自助努力ができるよう努めます。

## 3 業務推進の方針（全事業共通）

- ・地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を送るため、地域の方と顔の見

える関係を構築し、地域の方や各種機関と連携して高齢者になっても安心して生活していくことのできる地域となるよう努めます。そのために、地域包括支援センターの広報活動を行うとともに、各専門職としてのスキルや地域包括職員としての資質向上を図ることにより、高齢者の自己決定の尊重、公正・中立を旨とした高齢者支援に努めます。

#### 4 事業計画

##### (1) 包括的支援事業

###### ①総合相談支援業務

###### ア. 実態把握

担当する日常生活圏域に暮らす独居高齢者及び高齢者世帯の家庭を直接訪問し、心身状況や家庭環境等、生活の実態把握に努めます。隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。高齢者自身による電話相談や民生委員や地域住民、関係機関による相談を通して、当事者の同意を得て訪問を行います。実態については記録し、必要に応じて電話をかけ、定期的な訪問、見守りを継続します。安否確認の電話かけや訪問を効果的・効率的に行い、隠れた問題の早期発見に努めます。

###### イ. 総合相談業務

センターは、高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等につなぎ、継続的に支援します。相談内容によっては、社会福祉士、看護師、主任介護支援専門員等の三職種がチームとして検討を行い、予測される課題や対応方針などをそれぞれの専門性を活かした視点から検討します。

また、高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生委員等の地域の関係者との連携のもと、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応に努めます。

###### ウ. 地域ネットワーク構築業務

###### 1) 地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供します。また、地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に努めます。

###### 2) 地域ネットワークの構築

地域における関係機関のネットワーク構築を図り、保健・医療・福祉を始めとする適切な支援を実施します。

###### 3) 地域住民への啓発活動

センターの利用促進及び適切な介護サービス利用等の普及啓発活動を行い、地域住民が必要とする情報提供を行います。また、各種会議、集会等に参加し積極的な顔つなぎ活動を行います。

###### 4) 見守りネットワーク

高齢者の見守りネットワーク機能を充実させるため、地域の核となるようセンターを周知し、虐待の早期発見、見守り体制の強化充実に努めます。

#### 5) 関係者会議等への出席による連携

旧児玉域内の介護保険施設の運営推進会議、民生委員の定例会に出席し関係者等との連携を図ります。

### ②権利擁護業務

#### ア. 虐待防止

高齢者虐待を防止するため、介護サービス等の適切な利用促進や、民生委員等の関係機関に対して高齢者虐待防止の普及活動を行います。また、虐待に対する取り扱う内容が相互に関係の深い児玉町内の居宅介護支援事業所と「虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を一体的に設置し虐待防止に努めます。

#### イ. 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法律的行為等の支援のため成年後見制度の活用を図ります。

#### ウ. 老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当部署との連携を図り支援します。

#### エ. 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当部署等との連携を図り適切な対応をします。

#### オ. 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ各専門職が連携して対応策を検討します。

#### カ. 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介します。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### ア. 包括的・継続的ケアマネジメントの構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制の整備に努めます。

#### イ. 介護支援専門員に対する支援

##### 1) 日常的個別的指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談へ

の対応を行います。

## 2) 環境整備

主任介護支援専門員と協働し地域課題に対しどのように対応していくのかを検討していきます。

## 3) 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携をとり情報提供や事例検討会、研修会を実施します。

## 4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

## 5) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員と相互に情報共有、連携を図るため会議を開催しネットワークを活用します。④介護予防ケアマネジメント業務（指定介護予防支援業務）

要支援者等に対するアセスメントを行い、自立支援の視点を踏まえた主体的かつ具体的な目標を設定し、介護サービス事業所の活用だけでなく、地域で実施している住民主体の通いの場や趣味の集まり、インフォーマルサービス等を把握したうえで、それらの活用を推進します。

また、委託する介護予防ケアマネジメントには、できる限り初回の介護予防ケアマネジメント実施時には立ち会うよう努め、適切に関与します。

## ⑤在宅医療・介護連携推進事業

センターは、地域の医療・介護の資源の把握を行い、多職種と連携して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行い、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供されるよう入院調整ルールを活用するとともに、関係者が効果的に情報共有を行うためにICTの利用を促進します。

地域住民等に対し人生会議（ACP）の大切さを理解していただける様、講演会の開催などにより、人生会議（ACP）の周知を推進します。

## ⑥生活支援体制整備事業

### ア．生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組み

日常生活圏域（第2層）の生活支援コーディネーターを選任し、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。

また、今までに把握している住民活動はもとより、新たなサービスの担い手となる多様な機関や関係機関と協働し、生活支援等サービスの創出や充実に取り組みます。

### イ．ボランティア等の支援の担い手に対する支援

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に適切な生活支援や介護予防を提供し、必要時にはセンターなど必要な機関に連絡することができるよう、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応について研修を実施する等、地域の実情に応じて支援します。

### ウ．地域ケア会議・既存資源、他施策の活用

地域ケア個別会議等で把握した地域ごとの課題及びニーズについて、生活支援コーディネーターと情報を連携し、地域に必要な資源を開発するなど多様な日常生活上の支援体制づくりを進めます。また、地域のアセスメントやモニタリングを行う中で、地域資源を把握し、それらを有効に組み合わせ活用します。

## ⑦認知症総合支援事業

### ア. 認知症初期集中支援事業

看護師・保健師、作業療法士等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」の活動を通して、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、医師の助言の下、早期診断・早期対応につなげ地域での継続した支援につなげます。

### イ. 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係機関の連携を図るための取組や、認知症ケアパスの作成（見直し）や普及、認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制の構築を推進します。定期的に認知症個別相談会や認知症カフェを開催し、地域の実情やニーズに応じた事業の企画・運営を通じて認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

認知症地域支援推進員研修等に参加し、認知症地域支援推進員としての知識を常に更新し、認知症初期集中支援チーム検討委員会等で知識や経験を発揮し、認知症地域支援・ケア向上検討会議で知識や経験の共有や連携を強化していきます。

### ウ. 認知症サポーター養成講座

認知症の人を地域で支援する認知症サポーター養成講座を積極的に実施し、認知症の人への理解を深めます。

### エ. オレンジカフェ

認知症の方やその家族が地域の人や専門職等と情報共有し、お互いに理解し合い、認知症の人の介護者負担軽減や認知症についての正しい知識の普及、地域のつながりを深めます。

## (2) 多職種協働による地域支援ネットワーク

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなど様々な社会資源と連携することができる環境を整備するため、地域ケア個別会議の開催や関係機関が開催する会議等に参加するなど、様々な機会を捉えネットワークの構築に努めます。

## (3) その他

### ①一般介護予防事業

一見元気な高齢者でも、些細な変化から生活機能が低下する例も多く、早期発見・早期対応を図るため、センターは様々な情報把握方法を確保し、支援が必要な高齢者を把握して必要なサービスにつなげます。また、普及啓発を行い、地域から情報を得やすい関係性を築きます。

現在支援の必要がない高齢者が、住民運営の通いの場で役割を担うことで、高齢者自身の介護予防につながることから、センターは通いの場が充実・持続して運営できるよう支援します。そのことが、通いの場を必要とする高齢者への支援にもなるため、地域のサービスや活動の充実、地域の互助の取組等への展開を積極的に考え、加速する高齢化に対応するまちづくりを推進します。

#### ア 介護予防教室

地域で実施するいきいき教室や介護予防出前講座等の介護予防事業に積極的に参加し、地域において顔の見える関係を築きます。

#### イ はにぼん筋力トレーニング教室・はにぼんお口の健康体操

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるための居場所をつくるために、民生委員、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会等と連携し教室の普及・充実に努めます。また、地域で活動しているサポーターへの支援としてのフォローアップ研修会やサポーター養成講座へも積極的に参加し、サポーターと円滑な連携が取れるよう、地域と顔の見える関係を築きます。

#### ウ ウェルカフェこだま

専門職や地域の特技を持った方を講師に招き、健康増進や介護予防に関する講座や一緒に楽しめる講座を開催し学びと地域交流の場を作ることで顔の見える関係を築きます。

#### エ ラジオ体操

外に出る、人と会う、多世代での交流きっかけを作ることで、健康増進・介護予防を図りながら顔の見える関係を築きます。

#### オ みんなの会議室

認知機能低下予防効果があるといわれている、麻雀をとおして新たな地域交流機会の場を作り、認知症予防を図りながら、顔の見える関係を築きます。

#### ②介護者教室

在宅介護を行っている方等を支援するため、実践的な介護に関する研修教室を実施します。

# 令和6年度 年間事業計画

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合相談 支援事業	相談受付、随時対応、随時訪問。 地域包括支援センター等の周知。チラシの作成や配布。地域のサロン等に出かけ、顔の見える関係づくりの構築。											
権利擁護事業	通報後、早期対応、随時訪問、関係機関等と連携を図り早期解決を目指す。 虐待防止委員会(7月17日・2月19日13:30～児玉デイサービスセンター)											
包括的・継続的 マネジメント事業	成年後見制度 事例発生時、早期対応、随時訪問。関係機関等と連携構築に努める。制度に対する周知や理解を求める。 事例発生時、早期対応、随時訪問。関係機関等と連携構築に努める。消費者被害のチラシ等を配布。											
介護予防ケア マネジメント	本庄地域の介護支援専門員を対象とした会議の開催(2ヶ月1回第3木曜日:本庄市内10:30～) 児玉地域の介護支援専門員を対象とした会議の開催(6ヶ月1回第3水曜日:児玉デイ13:30～) 本庄地域の主任介護支援専門員と協働し本庄地域の介護支援専門員等の環境整備方法の検討											
在宅医療・介護 連携推進事業	相談受付、随時対応、随時訪問。(自立支援・重症化予防に向け、スムーズなサービス移行に努める)											
生活支援体制 整備事業	ICTの活用等により、在宅生活継続のための支援を行っていく。在宅医療・介護連携推進協議会への出席。多職種連携を考える会への参加。ACP周知のため講演会等の開催。											
認知症高齢者 支援事業	本庄市生活支援体制整備協議会本庄まるごと応援団に参加。第2層生活支援コーディネーター・第2層生活支援体制整備協議会と連携。地域課題の把握、社会資源の開発、支え合いの仕組みづくりに努める。 認知症初期集中支援事業の周知、認知症初期集中支援チームへ参加。行政等と連携し認知症への理解、啓蒙に努める。相談内容により随時、関係機関等と連携を図り、認知症になっても暮らしやすい街づくりに努める。 3日 1日 5日 3日 7日 4日 2日 6日 4日 8日 5日 5日											
多職種連携による 地域支援ネット ワークの構築	認知症サポーター養成講座 児玉地域の小、中学校、地域住民、企業や団体に向けた認知症サポーター養成講座の開催 10日 8日 10日 11日 9日 13日 11日 15日 民生委員の定例会への出席、児玉地域の介護サービス事業所との交流会、研修会等の実施、多職種連携を考える会への参加											
一般介護予防事業	特養千鳥の丘(年6回)・グループホーム四季の丘(年6回)・小規模多機能ノエルゴト(年6回)・グリーンピース(年6回) むさしのデイサービス(年2回)・GENKI NEXT本庄(年2回)・デイサービス(年2回)・デイサービス(年2回) 各サロン活動の場へ随時訪問。											
介護者教室	筋力アップ教室の開催(毎週木曜10:00～12:00、セルデイ・エコーピア) いきいき教室・あたまからたらの健康教室の周知、介護予防前講座への協力 ワエルカフエゴト(毎月第3金曜10:00～12:00、ウエルシア薬局本庄(児玉南店) ラジオ体操(4.5.9.10.11.3月毎週土曜9:00～、ウエルシア薬局本庄(児玉南店) みんなの会議室(毎月第1金曜10:00～12:00、児童養護施設桑梓)											
指定介護予防 支援業務	はにとれ、未実施地区の民生委員等と協力し、筋トレ教室立ち上げ支援、既存の教室については継続支援を行っていく。 はにとれ 栄養について 相談受付、随時対応、随時訪問。(自立支援・重症化予防に向け、スムーズなサービス移行に努める)											

# 令和6年度 本庄西地域包括支援センター収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	24,248,000	22,741,000	
2 雑収入		0	0	
3 その他		0	0	
<b>収入合計(A)</b>		<b>24,248,000</b>	<b>22,741,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	13,003,000	12,401,000	給与
	2 職員手当等	5,949,000	4,013,000	賞与・職員諸手当
	3 共済費	3,279,000	3,395,000	社会保険・法定福利
2 管理費	1 旅費	7,000	7,000	旅費
	2 需用費	408,000	949,000	消耗品・印刷製本・燃料・車輛
	3 修繕費	0	0	
	4 役務費	243,000	154,000	通信運搬・手数料・損害保険料
	5 委託料	22,000	8,000	
	6 備品購入費	0	350,000	
	7 使用料及び賃借料	1,195,000	1,292,000	会場使用料・賃借料
	8 負担金	50,000	50,000	研修
	9 報償費	20,000	50,000	諸謝金
	10 福利厚生費	72,000	72,000	健康診断料
<b>支出合計(B)</b>		<b>24,248,000</b>	<b>22,741,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>		

◆収入◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,109,000	2,109,000	介護予防支援費収入
	2 委託分	0	0	
2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,109,000	2,109,000	介護予防・日常生活支援総合事業A
	2 委託分	0	0	
	3 本庄市収入	48,000	48,000	介護予防・日常生活支援総合事業B
		13,000	13,000	住宅改修手数料
<b>収入合計(D)</b>		<b>4,279,000</b>	<b>4,279,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	1,445,000	1,377,000	給与
	2 職員手当等	661,000	1,003,000	賞与・職員諸手当
	3 共済費	1,405,000	849,000	社会保険・法定福利
2 管理費	1 旅費	2,000	2,000	旅費
	2 需用費	123,000	325,000	消耗品・印刷製本・燃料
	3 修繕費	0	0	
	4 役務費	45,000	90,000	通信運搬・手数料・損害保険料
	5 委託料	0	0	
	6 備品購入費	0	0	
	7 使用料及び賃借料	580,000	615,000	会場使用料・賃借料
	8 負担金	10,000	10,000	研修
	9 福利厚生費	8,000	8,000	健康診断料
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,279,000</b>	<b>4,279,000</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>		

# 令和6年度 本庄西地域生活支援コーディネーター収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◆収入◆				
項目	細節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
2 雑収入				
3 その他				
<b>収入合計(A)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
◆支出◆				
項目	細節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	1,906,000	1,766,000	給与
	2 職員手当等	854,000	788,000	賞与・職員諸手当
	3 共済費	645,000	523,000	社会保険・法定福利
2 管理費	1 旅費	2,000	2,000	旅費
	2 需用費	50,000	266,000	消耗品・印刷製本・燃料
	3 修繕費	0	0	
	4 役務費	85,000	129,000	通信運搬・保険料
	5 委託料	0	0	
	6 備品購入費	0	0	
	7 使用料及び賃借料	178,000	236,000	会場使用料・賃借料
	8 負担金	10,000	20,000	研修
	9 報償費	10,000	10,000	諸謝金
	10 福利厚生費	10,000	10,000	健康診断料
<b>支出合計(B)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>		

令和6年度 本庄市認知症カフェ収支計算書

令和6年4月1日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 本庄市銀座1-1-1  
 法人名 社会福祉法人  
 本庄市社会福祉協議会  
 代表名 会長 吉田 信解

収入の部

区分	予算額	積算内訳
委託料	97,200円	はにぼん 5,400円×12回(市より) あつたか 5,400円×6回(市より)
利用者負担	30,600円	はにぼん 100円×22人×12回 あつたか 100円×7人×6回
計	127,800円	

支出の部

対象経費	予算額	積算内訳
謝金		
需用費	111,582円	制作材料費・事務用品・茶菓・消毒液 他
役務費	3,978円	行事用保険 はにぼん 13円×22人×12回 あつたか 13円×7人×6回
使用料及び賃貸料	12,240円	会場使用料 はにぼん (200円+140円)×3H×12回
計	127,800円	

## 令和6年度 本庄東地域包括支援センター収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

地域包括支援センター	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	24,444,000	22,741,000	
	2 雑収入		0	0	
	3 その他		0	0	
	<b>収入合計(A)</b>		<b>24,444,000</b>	<b>22,741,000</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	10,708,000	10,960,000	
		2 職員手当等	6,070,000	5,788,000	
3 共済費		2,750,000	2,632,000		
2 管理費	1 旅費	77,000	30,000		
	2 需用費	917,000	858,000		
	3 修繕費	0	75,000		
	4 役務費	1,324,000	750,000		
	5 委託料	0	0		
	6 備品購入費	0	0		
	7 使用料及び賃借料	2,140,000	1,428,000		
	8 負担金	76,000	60,000		
	9 報償費	0	10,000		
	10 福利厚生費	382,000	150,000		
<b>支出合計(B)</b>		<b>24,444,000</b>	<b>22,741,000</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>		

指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,280,000	2,180,000	
		2 委託分	0	0	
	2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	1,520,000	1,580,000	
		2 委託分	0	0	
		3 本庄市収入	0	0	
	<b>収入合計(D)</b>		<b>3,800,000</b>	<b>3,760,000</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	1,665,000	1,812,000		
	2 職員手当等	944,000	957,000		
	3 共済費	428,000	430,000		
2 管理費	1 旅費	12,000	5,000		
	2 需用費	142,000	142,000		
	3 修繕費	0	13,000		
	4 役務費	206,000	130,000		
	5 委託料	0	0		
	6 備品購入費	0	0		
	7 使用料及び賃借料	332,000	236,000		
	8 負担金	12,000	10,000		
	10 福利厚生費	59,000	25,000		
	<b>支出合計(E)</b>		<b>3,800,000</b>	<b>3,760,000</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>		

# 令和6年度 本庄東地域生活支援コーディネーター収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◆ 収 入 ◆				
項 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備 考
1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
2 雑収入		0	0	
3 その他		0	0	
<b>収入合計(A)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
◆ 支 出 ◆				
項 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備 考
1 人件費	1 本俸	1,643,000	1,808,000	
	2 職員手当等	931,000	955,000	
	3 共済費	422,000	438,000	
2 管理費	1 旅費	12,000	5,000	
	2 需用費	140,000	141,000	
	3 修繕費	0	12,000	
	4 役務費	203,000	120,000	
	5 委託料	0	0	
	6 備品購入費	0	0	
	7 使用料及び賃借料	328,000	236,000	
	8 負担金	12,000	10,000	
	9 報償費	0	0	
	10 福利厚生費	59,000	25,000	
<b>支出合計(B)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

生活支援コーディネーター

令和6年度 本庄市認知症カフェ収支計算書

6年4月1日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 埼玉県桶川市若宮一丁目5番2号

法人名 社会福祉法人 安誠福社会

代表名 理事長 今井 俊行

収入の部

区分	予算額	積算内訳
委託料	97,200	5,400円× 12回 (本庄東) 5,400円× 6回 (にって)
利用者負担	24,500	100円×245人
計	121,700	121,700

支出の部

対象経費	予算額	積算内訳
謝金	0	
需用費	111,620	絵の具等のレク用品、ボードゲーム、コピー用紙、 インク代等
役務費	10,080	保険料
使用料及び賃貸料	0	
計	121,700	

## 令和6年度 本庄南地域包括支援センター収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	24,716,000	22,741,000	
2 雑収入				
3 その他				
<b>収入合計(A)</b>		<b>24,716,000</b>	<b>22,741,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	11,148,000	10,756,000	職員4.5人分
	2 職員手当等	7,326,000	7,038,000	賞与・職員諸手当
	3 共済費	3,554,000	2,544,000	退職共済・法定福利費
2 管理費	1 旅費	16,000	16,000	
	2 需用費	828,000	728,000	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費他
	3 修繕費	39,000	76,000	
	4 役務費	770,000	662,000	通信運搬・手数料・保険料他
	5 委託料	234,000	189,000	管理委託
	6 備品購入費	86,000	38,000	
	7 使用料及び賃借料	623,000	604,000	リース代
	8 負担金	42,000	41,000	研修費
	9 報償費	8,000	8,000	
	10 福利厚生費	42,000	41,000	
<b>支出合計(B)</b>		<b>24,716,000</b>	<b>22,741,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

◆収入◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,000,000	2,100,000	
	2 委託分			
2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	1,300,000	1,200,000	
	2 委託分			
	3 本庄市収入			
<b>収入合計(D)</b>		<b>3,300,000</b>	<b>3,300,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	1,489,000	1,530,000	
	2 職員手当等	978,000	999,000	賞与・職員諸手当
	3 共済費	475,000	384,000	退職共済・法定福利費
2 管理費	1 旅費	2,000	2,000	
	2 需用費	110,000	106,000	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費他
	3 修繕費	5,000	11,000	
	4 役務費	103,000	110,000	通信運搬・手数料・保険料他
	5 委託料	31,000	28,000	外部事業所委託・管理委託
	6 備品購入費	11,000	6,000	
	7 使用料及び賃借料	83,000	111,000	リース代
	8 負担金	6,000	6,000	研修費
	9 報償費	1,000	1,000	
	10 福利厚生費	6,000	6,000	
<b>支出合計(E)</b>		<b>3,300,000</b>	<b>3,300,000</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

# 令和6年度 本庄南地域生活支援コーディネーター収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

地域包括支援センター	<b>◆収入◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	3,750,000	3,750,000	
	2 雑収入				
	3 その他				
	<b>収入合計(A)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
	<b>◆支出◆</b>				
	項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
	1 人件費	1 本俸	1,692,000	1,738,000	職員0.5人分
		2 職員手当等	1,111,000	1,135,000	賞与・職員諸手当
3 共済費		539,000	437,000	退職共済・法定福利費	
2 管理費	1 旅費	2,000	3,000		
	2 需用費	126,000	121,000	消耗品・印刷製本・光熱水費・車両費他	
	3 修繕費	6,000	13,000		
	4 役務費	117,000	125,000	通信運搬・手数料・保険料他	
	5 委託料	35,000	31,000	外部事業所委託・管理委託	
	6 備品購入費	13,000	6,000		
	7 使用料及び賃借料	94,000	126,000	会場使用料・リース代	
	8 負担金	7,000	7,000	研修費	
	9 報償費	1,000	1,000		
	10 福利厚生費	7,000	7,000		
<b>支出合計(B)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>		
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>		

令和6年度 本庄市認知症カフェ収支計算書

令和6年 4 月 11 日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 本庄市今井 1251 番地 1  
 法人名 社会福祉法人 柏樹会  
 代表名 理事長 浅見 旭

収入の部

区分	予算額	積算内訳
委託料	129,600円	ドン・キホーテ本庄店 12回 本庄市 北泉公民館 12回 計 24回
利用者負担	14,400円	ドン・キホーテ本庄店 8名/回 本庄市 北泉公民館 4名/回 計144名
計	144,000円	

支出の部

対象経費	予算額	積算内訳
謝金	0円	
需用費	58,400円	クラフトアート用品、レクリエーション用品、菓子・飲み物、事務用品等の物品購入費等
役務費	42,000円	通信、ポスター、リーフレット等
使用料及び賃貸料	44,000円	施設使用料 2,750(消費税含)×12回、通信機器等レンタル代
計	144,400円	

# 令和6年度 児玉地域包括支援センター収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◆収入◆				
項目	細節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 委託料収入	1 地域包括支援センター運営委託料	24,036,000	22,741,000	
2 雑収入				
3 その他				
<b>収入合計(A)</b>		<b>24,036,000</b>	<b>22,741,000</b>	
◆支出◆				
項目	細節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	14,525,000	13,355,000	基本給
	2 職員手当等	3,700,000	3,650,000	賞与、職員諸手当、時間外手当
	3 共済費	3,189,000	3,147,000	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	74,000	73,000	出張旅費
	2 需用費	851,000	840,000	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	148,000	146,000	車両等
	4 役務費	548,000	541,000	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	614,000	606,000	施設管理などの委託料
	6 備品購入費	15,000	15,000	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	296,000	292,000	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	39,000	39,000	研修費
	9 報償費	0	0	
	10 福利厚生費	37,000	37,000	健康診断料
<b>支出合計(B)</b>		<b>24,036,000</b>	<b>22,741,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

◆収入◆				
項目	細節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 介護予防支援報酬	1 国保連収入(直営)	2,183,000	2,183,000	
	2 委託分	0	0	
2 介護予防ケアマネジメント報酬	1 国保連収入(直営)	2,667,000	2,667,000	
	2 委託分	0	0	
	3 本庄市収入	0	0	
<b>収入合計(D)</b>		<b>4,850,000</b>	<b>4,850,000</b>	
◆支出◆				
項目	細節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	2,918,000	2,918,000	基本給
	2 職員手当等	750,000	750,000	賞与、職員諸手当、時間外手当
	3 共済費	647,000	647,000	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	15,000	15,000	出張旅費
	2 需用費	173,000	173,000	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	30,000	30,000	車両等
	4 役務費	112,000	112,000	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	125,000	125,000	施設管理などの委託料
	6 備品購入費	3,000	3,000	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	60,000	60,000	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	9,000	9,000	研修費
	9 福利厚生費	8,000	8,000	健康診断料
<b>支出合計(E)</b>		<b>4,850,000</b>	<b>4,850,000</b>	
<b>【収入合計(D)-支出合計(E)=(F)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

# 令和6年度 児玉地域生活支援コーディネーター収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◆収入◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 委託料収入	1 生活支援コーディネーター業務委託料	3,750,000	3,750,000	
2 雑収入				
3 その他				
<b>収入合計(A)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
◆支出◆				
項目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	備考
1 人件費	1 本俸	2,339,000	2,214,000	基本給
	2 職員手当等	550,000	600,000	賞与、職員諸手当、時間外手当
	3 共済費	474,000	516,000	社会保険料、法定福利費
2 管理費	1 旅費	11,000	12,000	出張旅費
	2 需用費	126,000	137,000	消耗品費、印刷製本費、光熱水費
	3 修繕費	22,000	24,000	車両等
	4 役務費	80,000	87,000	通信運搬費、広告料、手数料
	5 委託料	91,000	99,000	施設管理などの委託料
	6 備品購入費	2,000	2,000	事務用品費
	7 使用料及び賃借料	44,000	48,000	車両リース料、コピー機リース料
	8 負担金	6,000	6,000	研修費
	9 報償費	0	0	
	10 福利厚生費	5,000	5,000	健康診断料
<b>支出合計(B)</b>		<b>3,750,000</b>	<b>3,750,000</b>	
<b>【収入合計(A)-支出合計(B)=(C)】</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	

生活支援コーディネーター

令和6年度 本庄市認知症カフェ収支計算書

令和6年4月1日

本庄市長 吉田 信解 様

所在地 本庄市児玉町児玉 734-1  
 法人名 社会福祉法人 児玉福祉会  
 代表名 理事長 倉林 昭美

収入の部

区分	予算額	積算内訳
委託料	64,800	5,400円×12ヶ月
利用者負担	24,000	参加者20名×12ヶ月
計	88,800	

支出の部

対象経費	予算額	積算内訳
謝金		
需用費	82,080	A4用紙、折り紙、絵の具、筆、マジック、色鉛筆、名札入れ、ティッシュ、除菌シート、ゴミ袋、カップ等
役務費	6,720	ボランティア保険(560円×12ヶ月)
使用料及び賃貸料		
計	88,800	

### 報告事項（3）介護予防支援等委託先事業所について

●新規に委託した指定介護予防支援等業務を行う居宅介護支援事業者

所在	指定居宅介護支援事業所	住 所	開始月
深谷市	ケアセンターみのり	深谷市人見1926-1	令和5年4月
熊谷市	居宅介護支援事業所 つなぐ熊谷	熊谷市銀座5-5-3 中沢ビルC	令和5年12月
美里町	居宅支援サービス くどう	美里町木部80-1	令和6年2月
本庄市	あゆみ居宅介護支援事業所	本庄市児玉町金屋1465-15	令和6年3月

#### 令和5年度介護予防支援等業務委託事業所一覧

所在	指定居宅介護支援事業所	住 所	本庄西	本庄東	本庄南	児玉
本庄市	吉沢病院指定介護支援センター	1216-1	○	○		
	居宅介護支援事業所 のんびり森	日の出3-1-12	○	○	○	
	居宅介護支援事業所 青い風	日の出3-6-50	○		○	
	居宅介護支援事業所ふくしまライフサポート	寿2-4-10		○	○	
	ケアプランセンター ジャム	西五十子446-15		○		○
	居宅介護支援センター 彩	西五十子634-4	○		○	○
	トマト村	早稲田の杜5-14-8	○	○	○	
	あずみ苑本庄	西富田739-1	○	○	○	○
	シャローム居宅介護支援センター	今井1251-1			○	○
	ケアプラン四季	四季の里2-15-9			○	○
	本庄ケアプラザ	けや木2-4-5	○	○	○	○
	居宅介護支援事業所翔	前原1-3-7-B 102	○		○	
	しゃくなげケアプランセンター	前原2-2-3	○	○	○	
	在宅介護支援センター 安誠園	本庄3-1-21		○	○	
	本庄居宅介護支援センター	小島5-6-1	○			
	ライフプランシナモン	北堀705-1	○	○	○	○
	ことりケアプラン	下野堂1-21-12-II 104		○	○	
	ひまわり児玉	児玉町入浅見838-3				○
	児玉居宅介護支援センター	児玉町金屋1302-1				○
	ベル居宅介護支援事業所	児玉町八幡山274-1				○
むさしの居宅介護支援サービス	児玉町飯倉170-3				○	
美里町	居宅介護支援センター「けいあい」	美里町小茂田749		○		○
	居宅介護支援事業所 陽寄りの丘	美里町甘粕139-7 篠原ビル	○		○	○
	居宅支援サービス くどう	美里町木部80-1			○	
	居宅介護支援事業所 ももよの丘	美里町白石2323-1				○
神川町	在宅介護支援センターいずみ	神川町上阿久原567				○
上里町	かみさと居宅介護支援事業所	上里町堤487-1			○	○
	生協介護センター こだま	上里町七本木3556-4-102	○		○	○
	ケアプラン心の里	上里町七本木420	○	○		○
	ケアプランさわやか	上里町七本木2169-9	○		○	
	ケアプランたちばな	上里町大御堂806-1				○
ハピネスケアセンター	上里町神保原町354-2	○		○	○	
深谷市	ラバン居宅介護支援事業所	深谷市町田357				○
	ケアセンターみのり	深谷市人見1926-1		○		
	エンゼル居宅介護支援センター	深谷市今泉625	○			
	スマイルケアサポート	深谷市上柴町東5-15-20	○			
熊谷市	居宅介護支援事業所 つなぐ熊谷	熊谷市銀座5-5-3 中沢ビルC		○		
高崎市	城東ケアプラザ	高崎市栄町2-2	○			
藤岡市	居宅介護支援事業所 ふく	藤岡市鬼石735-2				○
	社会福祉法人みやび会 ふじの里	藤岡市中大塚880			○	
	ケアプランセンターオアシス	藤岡市三波川215-2				○
伊勢崎市	居宅介護支援事業所 優	伊勢崎市八斗島町1595-6		○		
			19	16	21	23

## 令和6年度介護報酬改定に伴う改定事項について

厚生労働省において、以下項目について介護保険法の改正が行われ、令和6年4月1日に施行されましたので、本庄市として以下のとおり対応いたします。

### 1 居宅介護支援事業者の介護予防支援指定について

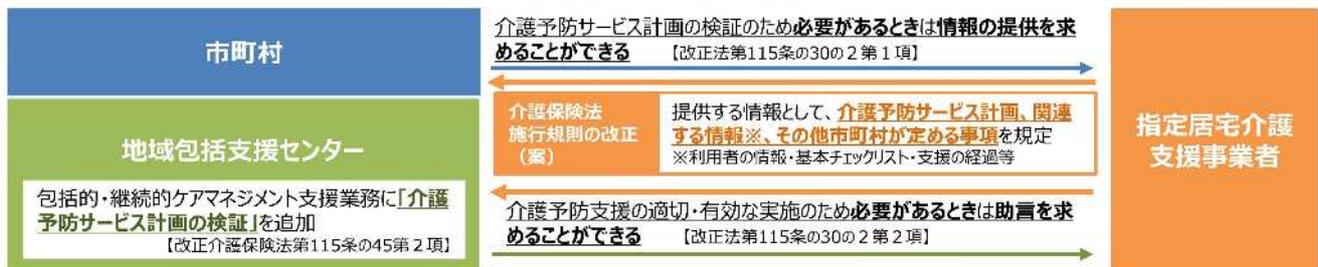
#### <改定事項>

要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業者も市町村等からの指定を受けて実施できることとなりました。

#### 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



#### 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



#### <内 容>

P. 2～4の「介護予防支援事業者の指定について (案)」のとおり

#### <方 針>

実際の申請後の流れや地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との連携等については、現場の皆様からご意見をいただきながら一緒に協議を進める必要があると考えております。

そのため、居宅介護支援事業所を対象に、現在の介護予防支援の受託状況や指定申請の意向等についてのアンケートを予定しています。

アンケート結果と、「介護予防支援事業者の指定について (案)」等を基に、市・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所と協議しながら丁寧に検討・調整を進めていきたいと考えております。

## 介護予防支援事業者の指定について（案）

### 1 介護予防支援について

介護予防支援については、これまで本庄市からの委託による地域包括支援センターの設置者のみが指定対象でしたが、令和6年度介護報酬改定に伴い、地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施できることになりました。

※介護予防支援のみが対象となり、介護予防ケアマネジメントは対象となりません。

### 2 申請要件

- 介護予防支援の申請時点で、すでに居宅介護支援事業者の指定を受けていることが必要です。  
※居宅介護支援との同時申請は不可
- 法人の定款及び登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載が必要です。

### 3 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの違い

	介護予防支援 ※令和6年度改正により指定が 居宅介護支援事業者に拡大	介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業) ※引き続き地域包括支援センターが実施
対象者	・要支援1・2の認定を受けた方のうち、 <u>予防給付を利用する方</u>	・要支援1・2の認定を受けた方のうち、 <u>介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方</u> ・基本チェックリストにより事業対象者となった方
	<p>要支援1・2の方の場合、<u>その月に予防給付を利用するかしないか</u>によって、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」が<u>月単位で入れ替わる</u>こととなります。</p>	
利用できるサービス	・ <u>予防給付のみ</u> ・ <u>予防給付</u> +介護予防・日常生活支援総合事業	・ <u>介護予防・日常生活支援総合事業のみ</u>
一部委託	引き続き地域包括支援センターから居宅介護支援事業者への一部委託は可能*1	引き続き地域包括支援センターから居宅介護支援事業者への一部委託は可能*1

\*1: 指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者から他の居宅介護支援事業者への委託はできません。

## 4 基準条例等の確認

介護予防支援の指定申請にあたっては、介護保険法のほか、次の①②の条例を必ずお読みいただきご検討ください。

①本庄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年本庄市条例第 3 号）

②本庄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年本庄市条例第 1 号）

※この他、厚生労働省令・解釈通知等を十分に確認してください。

## 5 人員及び設備に関する基準

(1) 人員に関する配置基準 ※いずれも指定居宅介護支援事業所の人員と併任可能。

職種	資格要件	配置基準
管理者	主任介護支援専門員	・専らその職務に従事する常勤の者 1 名 ※経過措置規定*2 の適用を受けている主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援の指定を受けることはできません。
介護支援専門員	介護支援専門員	・1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数 ※指定居宅介護支援の人員基準*3 を満たす必要あり。

\*2：令和 9 年 3 月 31 日までの間は、令和 3 年 3 月 31 日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員でない場合、令和 3 年 3 月 31 日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。

\*3：指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 4 4 又はその端数を増すごとに 1 以上（ケアプランデータ連携システム活用等による緩和基準あり）。

(2) 設備に関する基準

設備については、指定居宅介護支援の事業運営に支障がなければ、共有することができます。

## 6 地域包括支援センターの一定の関与

- 介護予防サービス計画の検証のため、必要があるときは市から情報の提供を求める場合があります。（介護予防サービス計画、利用者の情報、基本チェックリスト、支援経過等の情報を想定）
- 指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者は、介護予防支援の適切・有効な実施のため必要があるときは、地域包括支援センターに対し助言を求めることができます。

## 7 留意事項

- 介護予防支援の指定は、市町村ごとに指定を受ける必要があります。指定を受けない場合でも、従来どおり地域包括支援センターから居宅介護支援事業者への委託により介護予防支援を実施することが可能です。
- 指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が担当する要支援者については、指定を受けた市町村の被保険者である要支援者のみを担当することができます。
- 今回の改正により、利用者は、指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者と直接契約を締結することが可能です。ただし、総合事業の利用意向があり、介護予防給付サービスの利用が流動的な場合は、居宅介護支援事業者と担当地域包括支援センターとが連携し、あらかじめ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの重要事項説明を実施し、3者で契約を締結する等、サービスの円滑な利用に努めてください。
- 利用者が介護予防ケアマネジメントに移行するときは、担当地域包括支援センターに必要な情報を提供してください。また、その際は介護予防ケアマネジメントの一部委託を受託するよう努めてください。

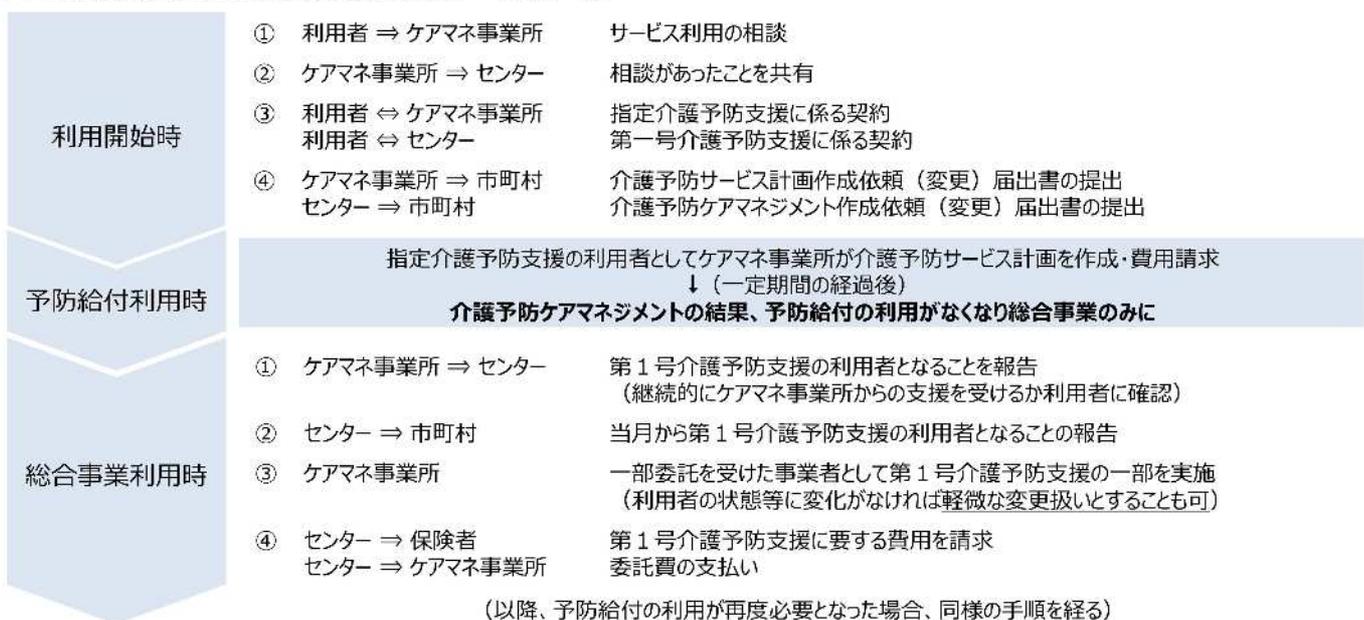
### 【イメージ図】

#### 包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

別添

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要がある。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、**あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。**

#### 1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）



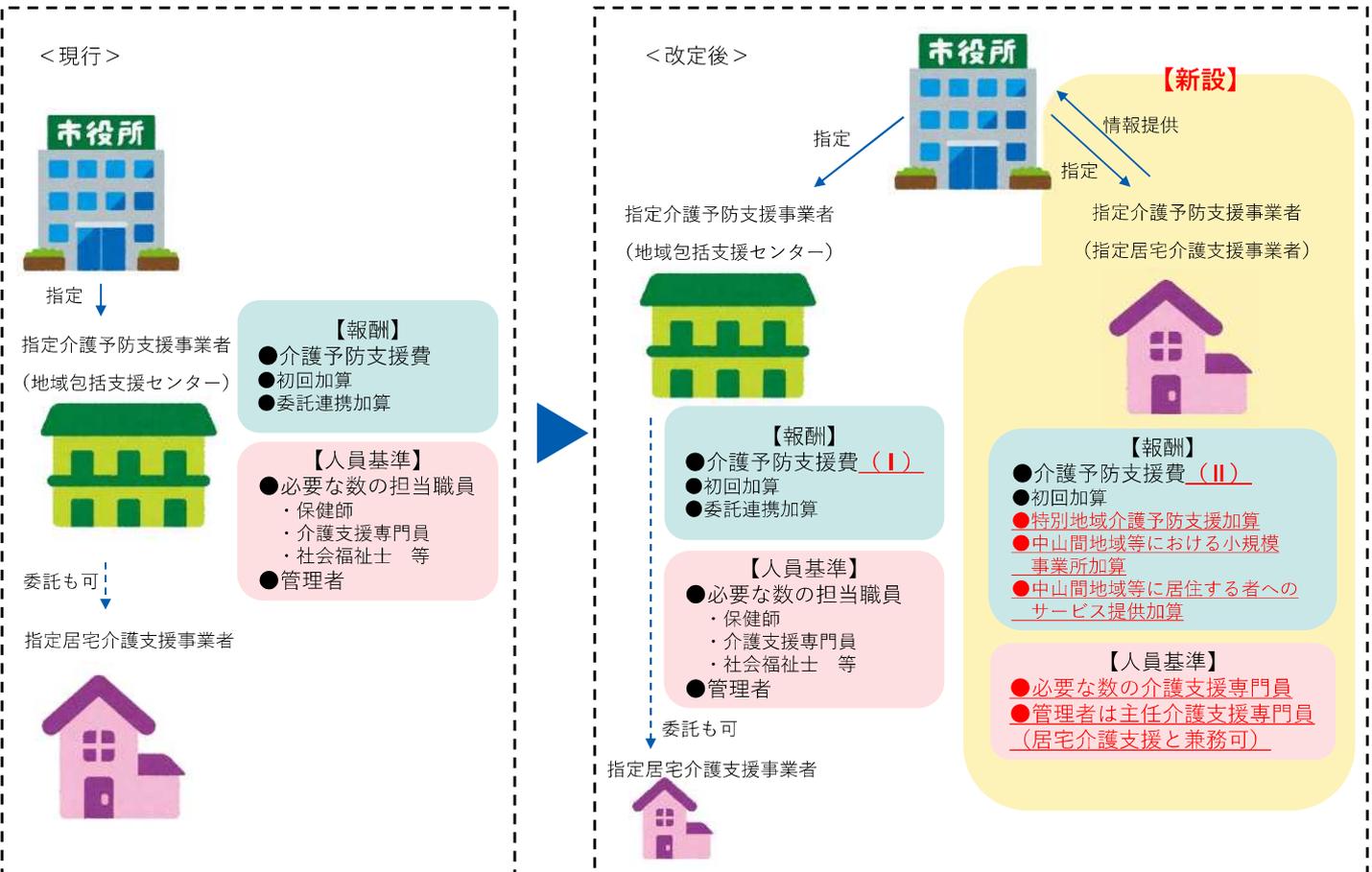
【参考資料】

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
<p>○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】 【告示改正】</p> <p>イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】</p> <p>    i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。</p> <p>    ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。</p> <p>ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】</p>	

単位数・算定要件等	
<p>&lt; 現行 &gt;</p> <p>介護予防支援費 438単位 なし</p>	<p>&lt; 改定後 &gt;</p> <p>介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ</p>
<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>	<p>▶ <b>特別地域介護予防支援加算</b> 所定単位数の15%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在</p> <p>▶ <b>中山間地域等における小規模事業所加算</b> 所定単位数の10%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合</p> <p>▶ <b>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b> 所定単位数の5%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合</p>
<p>介護予防支援費 (II) のみ</p>	

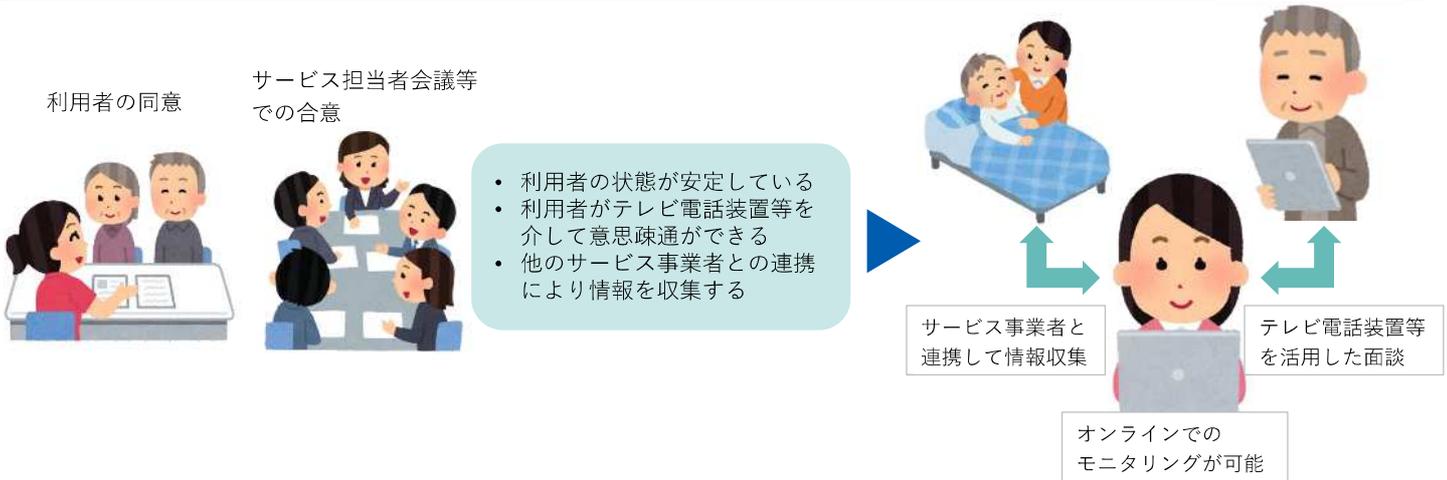
1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



【参考資料】

1. (1) ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

<b>概要</b>	【居宅介護支援、介護予防支援】
<p>○ 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。</p> <p>【省令改正】</p> <p>ア 利用者の同意を得ること。</p> <p>イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 利用者の状態が安定していること。</li> <li>ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。</li> <li>iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。</li> </ul> <p>ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。</p>	



3. (3) ⑮ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

<b>概要</b>	【居宅介護支援】
<p>○ 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】</p> <p>ア 居宅介護支援費（Ⅰ）（i）の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）（ii）の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。</p> <p>イ 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（i）の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ii）の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。</p> <p>ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。</p>	

